

大津市障害者自立支援協議会

2019 年度全体報告会



「あるサービスは調整する
ないサービスは創る」

令和元年 5 月 17 日（金） 10:00-12:30

浜大津明日都 4 階ホール

大津市自立支援協議会 全体報告会 プログラム

総合司会：藤田 佑樹（事務局）

次 第

（発表者）

- 10：00～ 会長より開会挨拶
藤木 充 氏（大津市障害者自立支援協議会会長）
- 10：05～ 自立支援協議会 2018 度活動重点報告及び 2019 年度の取り組み
松岡 啓太（大津市障害者自立支援協議会事務局）
- 10：15～ 大津市障害福祉予算概要等について説明
山内 和夫 氏（大津市障害福祉課 課長）
- 10：25～ 大津市発達障害者支援センターかほん活動報告
小崎 大陽 氏（発達障害部会代表・大津市発達障害者支援センターかほん）
- 10：40～ 大津市障害者虐待防止センター2019 年度活動報告
伊関 信博 氏（大津市障害者虐待防止センター）
- 10：55～ 休憩
- 11：10～ 大規模災害時の対応に関するプロジェクト会議の中間報告
風呂井 茂（プロジェクト会議代表・おおつ「障害者の生活と労働」協議会）
- 11：25～ 人材育成部会より新人研修における当事者参加の取り組みに関して報告
坂本 彩（大津市障害者自立支援協議会事務局）
- 11：45～ 精神福祉部会より当事者作成のパンフレット作成に関して報告
杉山 更紗 氏（精神福祉部会代表・やすらぎ所長）
パンフレット作成メンバー
- 11：55～ 「住まいの場のこれから検討会」の報告
「知的分野における地域生活支援拠点」の整備の案内
木村 和弘 氏（住まいの場のこれから検討会代表・ステップ広場ガル所長）
- 12：10～ 「重症心身障害児者及び医療的ケア児支援協議会」の取り組みに関する説明
井上 匡美 氏（重心部会代表・知的障害児者地域生活支援センター所長）
- 12：20～ 関係機関よりご案内
- 12：25～ 副会長より閉会挨拶
種村 直典 氏（大津市障害者自立支援協議会副会長）
中川 佑希 氏（大津市障害者自立支援協議会副会長）

大津市障害者自立支援協議会とは？

1. 自立支援協議会とは

i 設置根拠

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。「障害者総合支援法より」

ii 役割と目的

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

「協議会」は、要望や陳情の場ではありません。実認識のデータから出発して、課題達成のためのポイントはなにかを、地域（チーム）で考えだそうとするものです。「協議会」では、実効策をアイデアとして、全員で受け入れ、それらを原材料として、今までの活動を変更したり、柔軟な対応に変更することが大切です。

2. 大津市障害者自立支援協議会とは

「あるサービスは調整する・ないサービスは作り上げる」をスローガンにしています。障害児者の地域生活を支援するため、複数のサービスを適切に結びつけて調整するとともに、社会資源の改善及び開発を行う相談支援の中核的役割として設置されています。大津市においては、「大津市障害者サービス調整会議」をもとに平成 18 年 10 月からスタートしています。

i 大津市障害者自立支援協議会の目的は以下の通りです。

- ① 障害をもつ市民一人ひとりから集約されたさまざまな課題を共有すること
- ② 各施策が効果的に実施推進されるために関係機関をつなげること（連携）
- ③ 課題の解決に向けた新たな社会資源をつくること（創造）

ii 大津市障害者自立支援協議会の事業内容は以下の通りです。

- ①障害当事者のニーズ、地域資源の充足などの問題点の把握のための相談支援活動の実施
- ②在宅福祉サービスにおける問題点の整理及び調査・研究
- ③地域課題の解決に向けた協議および施策提案

iii 大津市障害者自立支援協議会の構成

大津市内の障害当事者、また障害者支援に関係する全ての事業所・行政機関が構成機関であると位置づけています。協議会を円滑に運営するために、構成員（機関）の中から各当事者団体・事業・機関を代表する委員を選出しています。

iv 大津市障害者自立支援協議会は様々な会議を開催することで事業の運営を行っています。

①個別支援会議（随時開催）

地域の障害のある方一人ひとりが直面している生活課題を解決するために関係者が集まって開かれます。相談支援機関が調整役となり話し合われる内容に応じて、本人をはじめ様々な機関・事業所から参加者を招集します。

②相談支援連絡会（毎月1回開催）

相談支援機関が集まり、個別の相談支援では解決できない課題を集約し、検討を行います。相談支援者がより良い支援を行うための情報交換、スキルの向上を目指した学習会も行っています。

③支援部会（毎月あるいは2か月に1回開催）

支援内容ごとに関係事業所や行政機関が集まり課題を集約し、検討を行います。支援内容に応じて18の部会を設定しています。

④定例会議（奇数月に開催）

相談支援連絡会、各支援部会で集約された地域の福祉・保健・医療等に関わる諸課題を、大津市の課題として全ての事業所・関係機関で共有する場です。

課題について意見交換を行い、再度、相談支援連絡会や支援部会での詳細な協議を助けます。

⑤プロジェクト会議（随時開催）

各会議では詳細な協議を行いにくい課題や緊急性の高い課題の解決のために期間を定めて集中的に協議します。自立支援協議会で今まで立ち上げてきたプロジェクト会議は以下の通りです。

- ・重度障害者の入院時のヘルパーによる付き添いに関して
→入院時意思疎通支援派遣事業をコミュニケーション支援事業の一つとして整備。
- ・自宅浴槽で入浴が困難な方の支援に関して
→訪問入浴の回数増加と生活介護施設等の入浴施設を利用したヘルパーによる入浴支援を推進
- ・誰もが安心して暮らせる住まいの場に関して
- ・障害のある児童へのよりよい放課後支援のあり方に関して
- ・透析を必要とする重度知的障害者の地域生活に関して
- ・おおつならではの就労移行支援に関して
→大津市から講師料の補助金を出していただき、生活訓練事業としてスコラ、生活訓練と就労移行支援事業としてくれおカレッジの2か所を整備。
- ・移動支援に関する制度見直しに関して
→65歳以上の身体障害の方も65歳以前から利用されていた方は継続して利用可能になる。

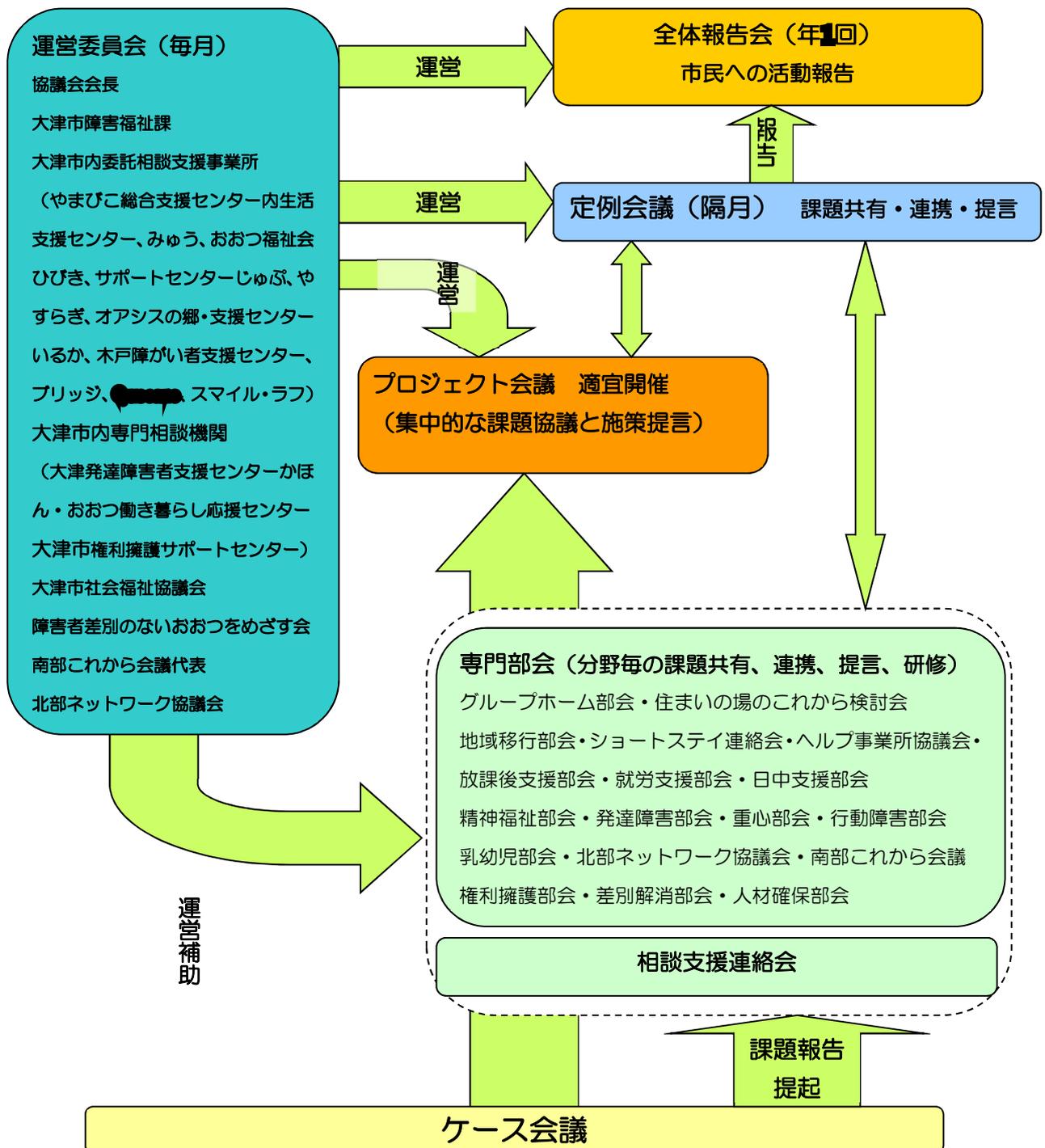
⑥全体報告会（年1回開催）

年に1回大津市内の障害福祉関係機関、周辺機関に声を掛けて集まっていただき、大津市障害者自立支援協議会の活動報告を行ないます。

v 課題解決の流れ

相談支援連絡会や各支援部会からあがってきた課題は、定例会議で報告し共有します。その後、定例会議での意見交換と、各部会等での詳細な協議を繰り返し、課題解決のための具体策を作成します。必要に応じてプロジェクト会議による協議、解決策の作成も行います。それらの具体策は定例会議で最終確認され、大津市障害者自立支援協議会からの取り組みとして既存の社会資源の連携強化を図り、新たな社会資源創造のために市や県行政施策への提案・提言につなげていきます。

自立支援協議会の体系



大津市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、本市において地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備を行うために大津市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大津市内に居住する障害者への支援体制について問題点を把握し、その解決に向け関係機関の連絡調整、連携を図ること。
- (2) 地域における障害福祉サービスの提供の問題点の調査及び研究行うこと。
- (3) 関係機関や支援者の研修や企画及び企画及び運営に関すること。
- (4) 障害福祉サービス事業所等の中立性ならびに公平性の確保に関すること。
- (5) おおつ障害者プラン（障害者計画及、障害福祉計画及び障害児福祉計画）の推進に関すること。
- (6) 障害者の権利擁護に関すること。
- (7) その他障害者の保健福祉向上のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は次に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 障害者福祉の関する相談支援事業者の職員
- (2) 障害福祉事業者の職員
- (3) 保健医療機関の関係者
- (4) 教育機関の関係者
- (5) 雇用及び就労に関する機関の関係者
- (6) 障害者関係団体の関係者
- (7) 大津市社会福祉協議会
- (8) 大津市民生委員児童委員協議会連合会
- (9) 行政機関の関係者
- (10) その他会長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く

- 2 会長は、構成員の互選によるものとし、副会長は会長の指名により選出する。
- 3 会長は協議会を代表し、総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議について次のとおり定める。

(1) 協議会には、全体会議、定例会、運営委員会、専門部会を置く。

(2) 全体会議及び定例会は、会長が招集し、議長は会長または会長が指名する。

(3) 専門部会ごとに専門部会長を定め、当該専門部会を招集し会務を司る。

(個人情報の保護)

第6条 協議会の関係者は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は天津市福祉子ども部障害福祉課において処理する。ただし、社会福祉法人に委託することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

天津市自立支援協議会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、天津市障害者自立支援協議会設置要綱第8条に基づき、協議会の運営について必要な事項を定める。

(全体報告会の設置)

第2条 協議会の活動を市民に報告する場として全体報告会を置く。

2 全体報告会は、原則として最低年1回開催する。

(定例会の設置)

第3条 地域の状況や課題の共有及び協議会の運営に関する意思決定の場として定例会を置く。

2 定例会は原則として2か月に1回開催する。招集は会長が行う。

3 意思決定を行う場合は構成員の総意により決定するが、これにより難しい場合は、出席委員の過半数により決定するものとする。

4 必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聞き、資料の提出を

求めることができる。

5 原則、傍聴を可とし、希望する者は事前に協議会事務局に申し出るものとする。

(運営会議の設置)

第4条 協議会の運営及び調整を行うため、運営会議を置く。

2 運営会議は原則として月1回開催する。

3 運営会議は会長、副会長、障害福祉課、協議会事務局、委託相談支援事業所、おおつ働き暮らし応援センター、第3条に定める委員の中で運営に必要と思われる者で組織する。

(部会の設置)

第5条 特定の事項について関係者が集まり、関係者間の情報共有や研修等の開催により、部会員の資質向上と施策提言等を行うための専門部会を置くことができる。

2 部会を設置する時は、その設置を必要と提案する者が、目的や内容等を運営会議及び定例会にて説明し、第3条の規定に基づいて決定され、

設置されるものとする。

3 部会の構成員は、運営会議で協議を行い、会長が指名する。

4 部会に部会長を置く。部会長は当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

5 部会に副部会長を置くことができる。副部会長は当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

6 部会は、部会長が、その議長となる。

7 部会長は、会議の経過及び結果を協議会に報告する。

8 原則、傍聴を可とし、希望する者は事前に協議会事務局に申し出るものとする。但し、

協議内容に個人情報が含まれる場合は非公開とすることができる。

(プロジェクト会議の設置)

第6条 より具体的な検討課題について施策提言に取り組むため一定期間を定めたプロジェクト会議を置くことができる。

2 プロジェクト会議を設置する時は、その設置を必要と提案する者が、目的や内容等を運営会議及び定例会にて説明し、第3条の規定に基づいて決定され、設置されるものとする。

3 プロジェクト会議の構成員は、運営会議で協議を行い、会長が指名する。

4 プロジェクト会議に代表を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

5 プロジェクト会議は、代表が、その議長となる。

6 代表は、会議の経過及び結果を協議会に報告する。

7 原則、傍聴を可とし、希望する者は事前に協議会事務局に申し出るものとする。但し、

協議内容に個人情報が含まれる場合は非公開とすることができる。

(個別支援会議の設置)

第7条 障害者の事案について、内容により委員又は各機関等から必要な者を招集し、事例の検討を行うための個別支援会議を置く。

2 個別支援会議は相談を受けた、又は必要があると認められた構成機関等の担当者が招集し、会議の議長となる。

3 議長は個別支援会議で出た課題があれば、協議会に報告をする。

(委員会の設置)

第8条 津市内で展開されている地域生活支援事業等の検証を行うための委員会を置くことができる。

2 委員会を設置する時は、その設置を必要と提案する者が、目的や内容等を運営会議及び定例会にて説明し、第3条の規定に基づいて決定され、設置されるものとする。

3 委員会の構成員は、運営会議で協議を行い、会長が指名する。

4 委員会に代表を置き、当該委員会に属する委員の互選によってこれを定める。

5 委員会は、代表が、その議長となる。

6 代表は、会議の経過及び結果を協議会に報告する。

(事務局)

第9条 事務局は各会議の運営の準備、進行の補助、報告書の作成を行う。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

平成 30 度 自立支援協議会 活動報告

1. おおつ障害者プランに掲載されている計画の実現に向けた取り組みを行います。特に以下の点に関して重点的に協議を行います。

① 基幹相談支援センターの整備と委託相談支援事業所の役割の整理

→基幹に求められる機能に関しては協議会でまとめました。具体的な整備をどう進めていくか検討をしています。

② 重心や行動障害を呈する方の生活介護の整備

→北部ネットや南部これから、重心部会で議論。重心の方の進路調整は重心部会の中で生活介護が集まり調整しています。北部の生活介護に関しても北部ネットの生活介護の集まりで調整していますが、重度知的及び行動障害の方の生活介護の調整が北部地域において限界にきている状況です。

③ 医療的ケア児等を支援するためのコーディネーターの配置とネットワークの構築

→重心部会でネットワーク構築の検討のため、医療的ケア児等の体制整備に関する学習会や事例検討会を開催しました。今後は医療的ケア児者及び訪問看護へのアンケート調査を行う予定です。

④ 誰もが地域で居住を確保して安心して暮らせるための地域拠点事業所の整備

→知的分野で生活支援センターとガルショートと伊香立の杜ショートで面的整備を検討中です。精神分野でもオアシスの郷を中心に面的整備を検討しています。

⑤ 精神障害の方の宿泊体験できる場所の確保

→精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関して精神部会と地域移行部会で検討しています。

⑥ 災害時の対応に関する体制作り

→防災プロジェクトにて大津市内の当事者及び事業所にアンケートを実施しました。アンケート結果をもとに2019年7月に提言書の作成を予定しています。

2. 協議会の今後の在り方に関する検討

① 協議会の要綱の設置と体制の強化

→要綱を一昨年度末に設置しました。昨年度から副会長を2名置きました。

② 地域の障害福祉分野以外の関係機関との連携に向けた取り組み

→児童養護施設との連携検討会を実施。また、大津市ケアマネ協と意見交換会を実施しています。

③ 各部会の活動の活性化に向けた取り組み

→部会の運営に関して部会長と事務局で打ち合わせの会議を開催しています。

3. 圏域内の障害福祉の人材の確保と育成に向けた取り組み

① 相談支援向け、サービス提供事業所対象に連携強化とスキルアップのための研修の実施

*実施済み

・相談支援向けの初任者研修：4月20日、4月27日と2回連続やまびこ支援センターで開催。15人参加。1日目は相談支援専門員の役割と制度理解、2日目はインテークから計画作成までのワークショップを開催。

・合同新人研修：5月24日オアシスの郷、25日障害者福祉センターで開催。33人参加。福祉サービスの基礎理解、対人援助に関するワーク、障害当事者の声を聴く、各障害分野の支援の理解等の研修を実施。

・「迷ってしまう“計画とサービス”の実施を一緒に考える」：7月5日やまびこ支援センターで開催。相談支援専門員とヘルパーと30人参加。ヘルプの制度に関する学習とヘルパー利用に関する事例検討を行う。

・大津市社会福祉協議会との合同研修会「地域福祉権利擁護事業を使う人の支援を一緒に考える」：7月26日浜大津明日都で開催。大津市社会福祉協議会権利擁護グループ職員の方と相談支援専門員が集まり「お金」というその人の人生にとってとても大切なものを、その人が自分の人生のためにどのように使っていくかを検討。

・「相談支援専門員として、本人さんの自己実現を考える」：8月17日やまびこで開催。相談支援専門員として相談活動をする中で「この支援のあり方は本人さんの未来につながっているのだろうか」ということをどう考えていくか文献を通して意見交換。

・高齢障害者の支援に関してケアマネ協との意見交換会：10月19日15:30～17:30やまびこで開催。相談支援専門員とケアマネージャーと併せて20人参加。

・てんかん発作に関する研修：10月31日16:30から浜大津明日都で開催。110人参加。さくらいクリニックの櫻井医師を招いて、てんかんの基礎的と対応を学ぶ。

・合同新人研修2回目を11月8日にオアシスの郷で開催。20人参加。

*実施予定

・2019年1月18日に中堅研修を開催。

・2019年3月5日午後に集団指導とサビ管研修を開催。

②市民に対する障害者の地域生活と支援に関する広報啓発活動

→今年の5月に自立支援協議会の活動報告の為のホームページを開設しました。

③ 障害福祉現場で働く人材確保に向けた広報活動

→人材確保部会で検討しています。

④大津市の障害福祉現場における支援のスタンダードとなる指針の創設と事業所評価の取り組み

→スタンダードプロジェクトにおいて第三者評価の取り組みを予定しています。

2019 度自立支援協議会 活動方針

1. おおつ障害者プランに掲載されている計画の実現に向けた取り組みを行います。特に以下の点に関して重点的に協議を行います。

- ①基幹相談支援センターの整備と相談支援事業の拡充に向けた取り組み
- ②医療的ケア児等を支援するためのネットワークの構築とコーディネーターの配置に向けた検討
- ③誰もが地域で居住を確保して安心して暮らせるための地域拠点事業所の知的分野及び精神分野での整備の実施
- ④精神障害者の地域包括ケアの体制の構築
- ⑤日中活動の保障のための生活介護等の資源整備

2. 障害福祉サービスの在り方に関する検討（プロジェクト会議を開催して検討）

- ①委託相談支援事業所の在り方に関して
- ②移動支援の在り方に関して
- ③重度高齢化に伴う支援の在り方に関して
→新規に障害者の重度高齢化に関するプロジェクトを立ち上げて、障害分野での取り組みの課題と支援策の検討を行う予定。
- ④大津ならではの就労移行支援の拡充とスコラの移管に関して

3. 圏域内の障害福祉の人材の確保と育成に向けた取り組み

- ①相談支援向け、サービス提供事業所対象に連携強化とスキルアップのための研修の実施
- ②市民に対する障害者の地域生活と支援に関する広報啓発活動
- ③障害福祉現場で働く人材の確保定着に向けた広報及び交流活動
- ④権利擁護及び虐待防止に向けた当事者及び支援者のための研修活動等の実施

大津市障害者自立支援協議会のホームページを立ち上げました！

大津市障害者自立支援協議会の活動予定や報告をお伝えするためにホームページを立ち上げました。未完成的な部分もありますが、自立支援協議会で作成した提言書や研修資料のダウンロード、事業所向けの災害時伝言板、年間の活動予定のカレンダー等も掲載しています。ご活用ください。

また、自立支援協議会のメールアドレスも立ち上げました。

ホームページ： <https://www.otsuziritu.org/>

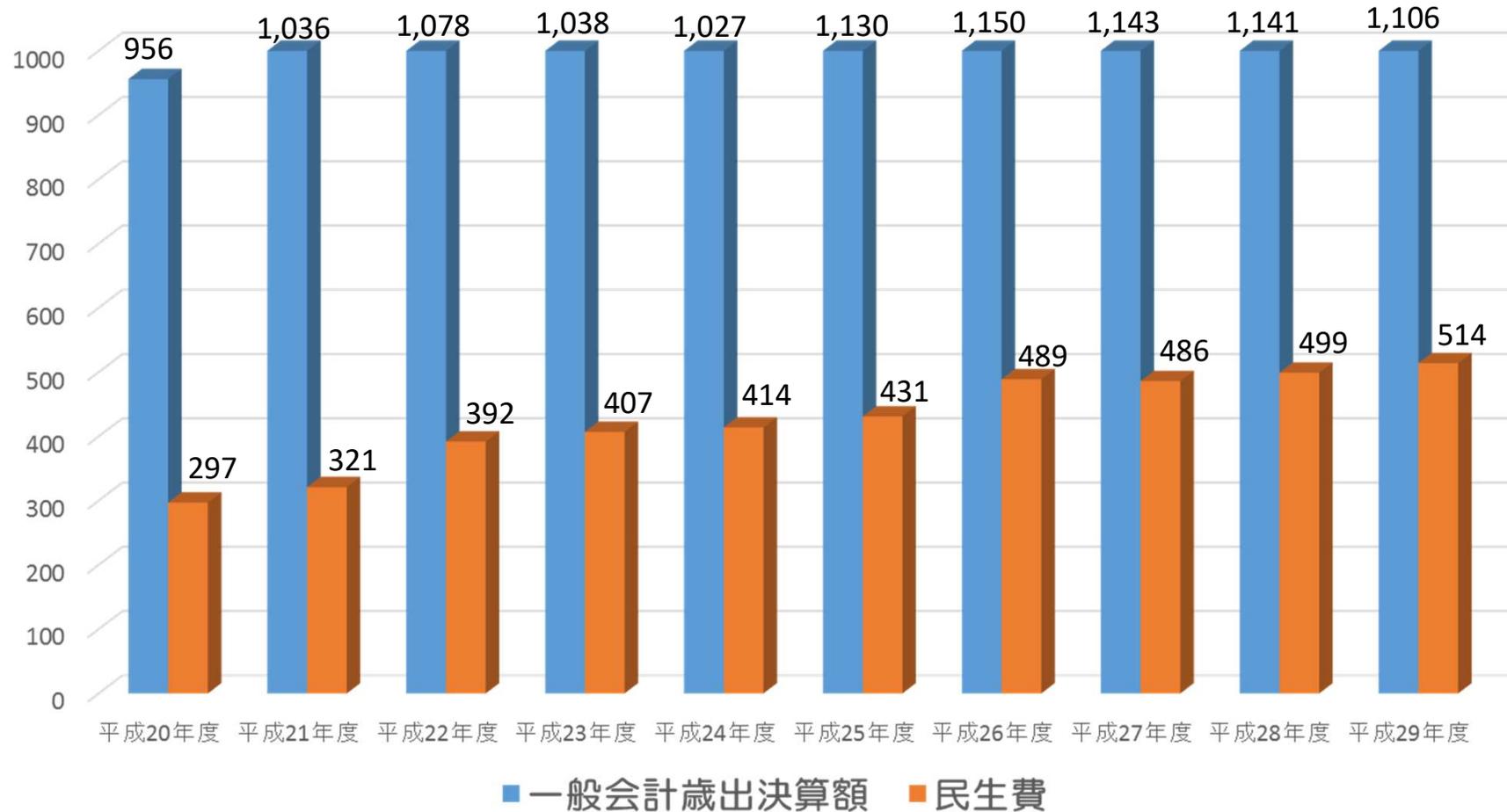
E-mail： otsuziritu@gmail.com



(GOOGLE で検索すると「大津障害者自立支援協議会」でヒットします。)

大津市の一般会計の歳出決算額と民生費

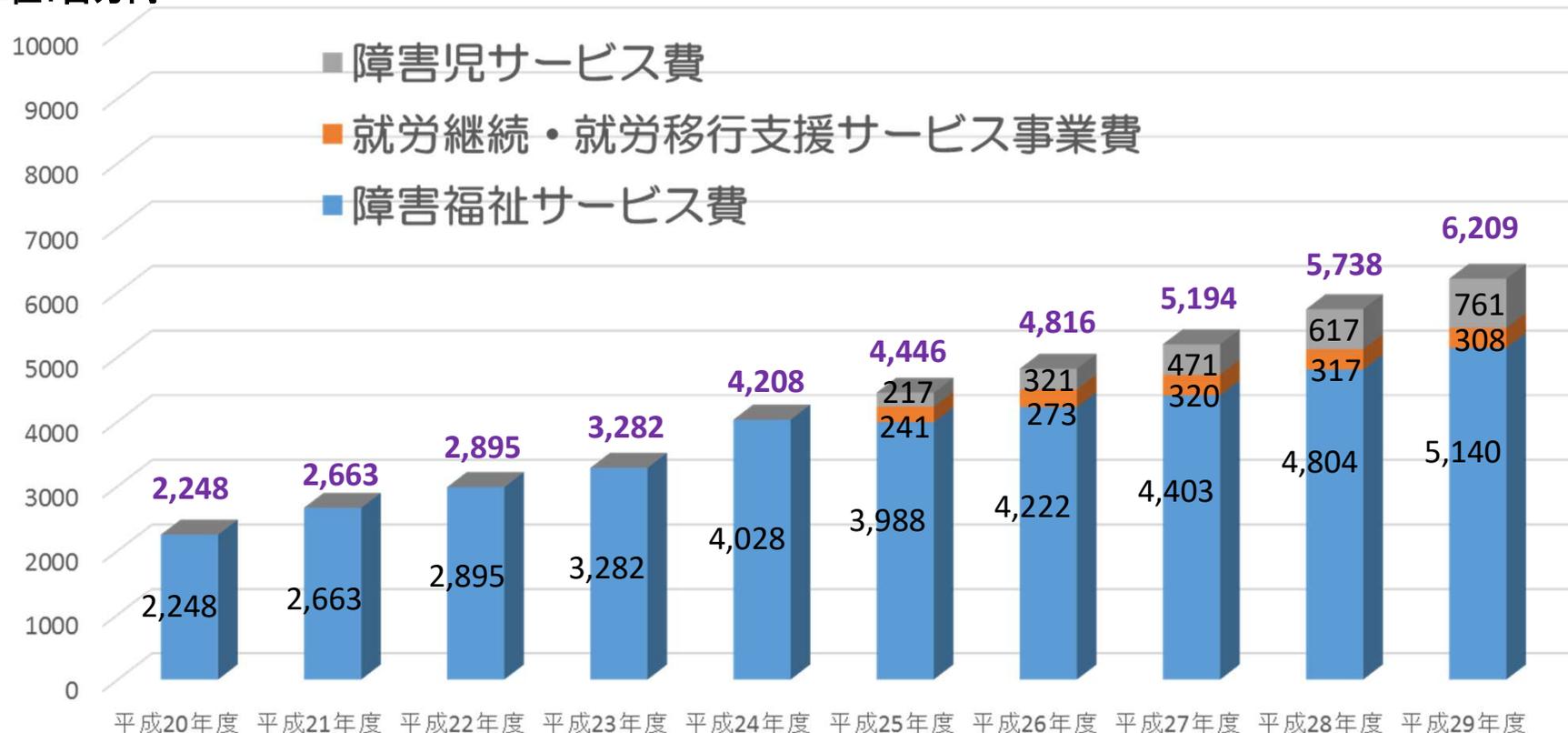
単位：億円



- 【主な傾向】・民生費は10年で約1.7倍増加
(平成20年度:297億 ⇒ 平成29年度:514億)
- ・民生費が占める割合は10年で約15%増加
(平成20年度:31% ⇒ 平成29年度46%)
- ・近年、一般会計歳出決算は、約1,100億円強で横ばい

障害福祉サービス等

単位：百万円



- 【主な傾向】**・障害福祉サービス等はは著しい増加傾向に(10年で2.8倍増加)
 (平成20年度:22億4800万円 ⇒ 平成29年度:62億900万円)
 ・近年の障害児サービス費は著しい増加傾向に(5年で3.5倍増加)
 (平成25年度:2億1700万円 ⇒ 平成29年度:7億6100万円)

平成31年度当初予算（人件費除く）

【福祉子ども部障害福祉課】

No1

No	事業名	当初予算額（千円）				主な内容（平成31年度）
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1	障害福祉サービス費	4,220,955	4,249,167 28,212 100.67%	4,376,058 126,891 102.99%	5,693,391 1,317,333 130.10%	障害者総合支援法に基づく扶助費 ・障害福祉サービス費等（介護給付費等・相談支援給付費等） ・高額障害福祉サービス等給付費 ・新高額障害福祉サービス費 ・財源：国1/2、県1/4 ・支給件数見込 55,369件
2	就労継続・就労移行支援サービス事業費	306,169	306,445 276 100.09%	302,736 ▲ 3,709 98.79%	307,978 5,242 101.73%	障害者総合支援法に基づく扶助費 ・訓練等給付費のうち、就労移行支援・就労継続支援A型サービス分 ・財源：国1/2、県1/4 ・給付件数見込 2,448件
3	障害児サービス費	362,906	410,997 48,091 113.25%	426,958 15,961 103.88%	1,189,338 762,380 278.56%	児童福祉法に基づく障害児サービスにかかる扶助費 ・児童発達支援、放課後等デイサービス事業等 ・高額障害児通所給付費 ・財源：国1/2、県1/4 ・支給件数見込 15,471件
4	補装具給付費	77,255	77,254 ▲ 1 100.00%	77,254 0 100.00%	78,708 1,454 101.88%	障害者総合支援法に基づく扶助費 ・義肢装具、車いす、補聴器等の交付、修理（財源：国1/2、県1/4） ・軽度、中等度難聴児補聴器購入費等に対する助成（財源：県1/2） ・補装具件数見込 761件 ・補聴器件数（中度・中等度難聴児） 24件
5	自立支援医療給付費	366,864	380,416 13,552 103.69%	363,152 ▲ 17,264 95.46%	369,626 6,474 101.78%	障害者総合支援法に基づく医療給付費 ・更生医療費（原則1割負担） ・人工透析、心臓バイパス術、人工股関節埋込術等 ・財源：国1/2、県1/4 ・支給件数見込 10,950件
6	自立支援医療給付費（育成医療）	8,593	8,536 ▲ 57 99.34%	8,080 ▲ 456 94.66%	6,090 ▲ 1,990 75.37%	障害者総合支援法に基づく医療給付費 ・対象：身体障害があるか、現疾病を放置すれば障害が残ると認められる18歳未満児童 ・負担割合：保険7割、育成医療2割、本人1割（負担上限あり） ・財源：国1/2、県1/4 ・支給件数見込 501件

平成31年度当初予算（人件費除く）

【福祉子ども部障害福祉課】

No2

No	事業名	当初予算額（千円）				主な内容（平成31年度）
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
7	療養介護医療費	52,851	50,921 ▲ 1,930 96.35%	50,398 ▲ 523 98.97%	51,739 1,341 102.66%	障害者総合支援法に基づく医療給付費 ・障害福祉サービスでの従来の療養介護のうち、医療にかかる支給費 ・原則1割負担（負担上限あり） ・財源：国1/2、県1/4 ・支給件数見込 732件
8	日常生活用具給付費	89,281	88,953 ▲ 328 99.63%	79,701 ▲ 9,252 89.60%	97,425 17,724 122.24%	・日常生活用具の給付（障害者総合支援法に基づく扶助費） 原則1割を自己負担、月額負担上限あり、財源：国1/2以内、県1/4以内 ・在宅重度障害者紙おむつ給付：在宅重度障害者で常時使用者への購入費補助 月額4,500円、財源：国1/2以内、県1/4以内 ・重度障害者緊急通報システム委託経費 利用見込 14件 ・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付 給付見込 6件、財源：国1/2
9	障害者移動支援事業費	266,408	236,824 ▲ 29,584 88.90%	198,450 ▲ 38,374 83.80%	226,796 28,346 114.28%	・障害者の地域生活、社会参加のための移動支援に要する経費 ・移動支援（個別・グループ・送迎） 財源：国1/2以内、県1/4以内 ・移動支援件数見込 8,368件 市単独扶助事業 ・タクシー助成、ガソリン助成（非課税世帯を対象） 対象：身体1級2級、療育A、精神1級 ・タクシーチケット@500円/枚（一般重度：28枚、腎臓：56枚） ガソリンチケット@8ℓ/レギュラー（一般重度：12枚、腎臓：24枚） ・タクシー助成、ガソリン助成対象者数 2,350人
10	障害者相談支援事業費	118,988	99,027 ▲ 19,961 83.22%	107,685 8,658 108.74%	112,368 4,683 104.35%	・障害者からの相談対応に要する経費 ・財源：国1/2以内、県1/4以内 ・障害者相談員委嘱（身体35人、知的9人） ・発達障害者相談支援センター「かほん」事業委託 ・委託相談支援事業（基礎的事業9カ所、機能強化事業1カ所） ・計画相談作成支援（4カ所） ・【新】認証発達障害者ケアマネジメント支援事業委託 ・虐待防止センター事業委託

平成31年度当初予算（人件費除く）

【福祉子ども部障害福祉課】

No3

No	事業名	当初予算額（千円）				主な内容（平成31年度）
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
11	入浴サービス事業費	31,830	31,776 ▲ 54 99.83%	31,776 0 100.00%	41,328 9,552 130.06%	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者向けの入浴サービスに要する経費 ・財源：国1/2以内、県1/4以内 ・【改】報酬単価 @12,500円/回（～H30 @12,000円/回） ・利用者負担 @500円/回（市民税非課税世帯は無料） ・訪問入浴件数見込 3,332件
12	住宅・自動車改造事業費	4,085	3,327 ▲ 758 81.44%	3,172 ▲ 155 95.34%	4,112 940 129.63%	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改造費助成 ・自動車改造費用の助成 ・運転免許取得費用の助成 ・家具転倒防止対策助成
13	意思疎通支援事業費	16,390	9,803 ▲ 6,587 59.81%	9,157 ▲ 646 93.41%	11,037 1,880 120.53%	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、盲ろう者向け通訳・介助員派遣 ・手話奉仕員養成 ・聴覚障害者相談員設置 ・財源：国1/2以内、県1/4以内 ・ファックス・携帯メールによる中継サービス ・入院時意思疎通支援員派遣 ・【新】遠隔手話サービス導入（無料通信アプリの動画機能を活用）
14	地域活動支援センター事業費	21,720	21,720 0 100.00%	21,720 0 100.00%	21,720 0 100.00%	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の通所活動機会の提供に要する経費 ・地域活動支援センター I 型（精神） 2ヶ所（オアシスの郷、やすらぎ） ・財源：国1/2以内、県1/4以内
15	日中一時支援事業費	102,894	93,102 ▲ 9,792 90.48%	82,880 ▲ 10,222 89.02%	132,867 49,987 160.31%	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児（者）の在宅介護家族等の就労支援、一時的休息等に要する経費 ・施設等における障害児（者）の日中預かり ・財源：国1/2以内、県1/4以内 ・支給対象人数見込 3,718人
16	地域移行支援事業費	6,300	6,300 0 100.00%	6,300 0 100.00%	6,300 0 100.00%	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の地域生活への移行支援に要する経費 ・居住サポート支援：保証人不在による入居困難者の入居調整、助言 ・相談支援事業所等における退院支援体制確保（人件費補助） 委託先：医療法人藤樹会（精神障害者地域生活支援センター・オアシスの郷） ・財源：国1/2以内、県1/4以内

平成31年度当初予算（人件費除く）

【福祉子ども部障害福祉課】

No4

No	事業名	当初予算額（千円）				主な内容（平成31年度）
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
17	特別障害者手当等支給費	117,643	118,413 770 100.65%	119,476 1,063 100.90%	128,262 8,786 107.35%	常時介護を必要とする重度の在宅障害者・児に対する手当支給費 ・特別障害者手当：常時、特別な介護を要する20才以上の在宅障害者 ・障害児福祉手当：常時、介護を要する概ね3才～19才の在宅障害児 ・福祉手当（経過措置分）：従来の福祉手当受給者で、特別障害者手当又は障害基礎年金を受けられない20才以上の者に引き続き支給 ・財源：国3/4 ・特別障害者手当27,200円/月、障害児福祉手当・福祉手当14,790円/月等の給付費 ・手当見込数：特別障害者手当319人、障害児福祉手当172人、福祉手当5人
18	特別児童扶養手当支給事業費	873	927 54 106.19%	901 ▲26 97.20%	901 0 100.00%	特別児童扶養手当の事務委託金 ・20歳未満の在宅の中度以上の心身障害児を養育している父または母もしくは父母にかわって児童を養育している方に対し支給 ・受給見込者数 511人
19	障害福祉サービス事業所等運営補助事業費	64,997	68,005 3,008 104.63%	59,599 ▲8,406 87.64%	65,333 5,734 109.62%	障害福祉サービス事業所等に係る補助経費 ・事業所用地使用料 1カ所 ・社会的事業所等用地等賃借料補助 27カ所 ・障害者支援施設用地賃借料補助 2カ所 ・滋賀型地域活動支援センター運営費補助 2カ所（財源：県1/2） ・おおつならではの就労移行支援事業 2カ所 ・精神障害者生活支援推進事業（通所交通費補助等）
20	働き・暮らし応援センター運営補助事業費	2,763	2,763 0 100.00%	2,763 0 100.00%	2,763 0 100.00%	障害者の就労等の支援に要する経費 ・NPO法人おおつ「障害者の生活と労働」協議会事業への補助経費 ・補助対象：就労サポーター、職場開拓員 ・財源：県1/2
21	社会的事業所等補助事業費	46,528	44,888 ▲1,640 96.48%	44,984 96 100.21%	44,180 ▲804 98.21%	障害者の就労等の支援に要する経費 ・社会的事業所に対する運営費等の補助経費（財源：県1/2） ・社会的事業所運営事業費補助 4カ所 ・社会的事業所等用地等賃借料補助 9カ所 ・財源：県1/2

平成31年度当初予算（人件費除く）

【福祉子ども部障害福祉課】

No5

No	事業名	当初予算額（千円）				主な内容（平成31年度）
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
22	心身障害者福祉対策費	39,637	55,802 ▲ 16,165 140.78%	51,083 ▲ 4,719 91.54%	54,083 ▲ 3,000 105.87%	障害者総合支援法の施行に係る事務的経費ほか ・障害者総合支援法施行に係る事務費 ・社会福祉審議会障害者福祉専門分科会・社会福祉施設選定委員会開催経費 ・障害者団体等運営事業費補助 9団体 ・障害福祉活動推進事業補助 18団体 ・指定障害者支援施設運営費補助（看護師体制加算補助） ・障害者のスポーツ振興費 ・スモン障害者採暖費給付費 5人 ・【新】全国中途失聴者・難聴者福祉大会in滋賀開催地補助
23	障害者支援施設整備事業費	18,000	0 ▲ 18,000 0.00%	55,206 ▲ 55,206 皆増	23,200 ▲ 32,006 42.02%	障害福祉サービス事業所等の施設整備費に係る建設事業補助経費 ・施設整備補助金 ・財源：国2/3
24	認定審査事業費	17,356	13,961 ▲ 3,395 80.44%	14,268 ▲ 307 102.20%	18,714 ▲ 4,446 131.16%	障害支援区分認定審査事務経費 ・障害支援区分認定審査会運営経費 ・医師意見書作成手数料 ・訪問調査委託料 身体障害者手帳発行事務経費 ・社会福祉審議会審査部会開催経費 ・身体障害者手帳システム関連経費 身体障害者福祉法に基づく医師の指定事務経費 ・研修会開催経費、指定医師の手引き作成料など
25	北部知的障害者複合施設事業費	44,314	37,922 ▲ 6,392 85.58%	7,758 ▲ 30,164 20.46%	0 ▲ 7,758 0.00%	北部知的障害者複合施設に係る施設建設資金借入償還金補助金 ・平成21年度～平成30年度（10年間）
26	障害者日中活動の場支援事業費	20,229	19,324 ▲ 905 95.53%	16,367 ▲ 2,957 84.70%	6,920 ▲ 9,447 42.28%	障害福祉サービス事業所の機能強化に要する経費 ・日中活動の場支援事業 ・財源：県1/2 ・特別加算により、就労継続支援A型の設置促進 3事業所 12人 ・【新】就労継続支援B型から就労移行支援への利用者の移行推進 2事業所 1人

平成31年度当初予算（人件費除く）

【福祉子ども部障害福祉課】

No	事業名	当初予算額（千円）				主な内容(平成31年度)
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
27	重度障害者地域包括支援事業費	108,345	107,581 ▲ 764 99.29%	89,455 ▲ 18,126 83.15%	101,628 12,173 113.61%	重度障害者(重症心身障害者、強度行動障害者)サービスに係る運営補助支給費 ・財源:県1/2 ・重度障害者地域生活支援事業 見込15人 ・重症心身障害者特別加算事業 見込48人 ・強度行動障害者通所特別支援事業 見込25人 ・重症心身障害者通所施設加算事業 見込50人 ・重症心身障害者入浴サービス加算事業 見込18人 ・強度行動障害者グループホーム事業 見込2人
28	グループホーム等運営・整備事業費	5,278	4,727 ▲ 551 89.56%	5,672 945 119.99%	7,091 1,419 125.02%	障害者の自立生活の促進に要する経費 ・知的障害者自立支援ホーム運営補助 ・補助対象:おおつ福祉会6人、しがらき会2人
29	障害児地域活動支援事業費	2,220	2,000 ▲ 220 90.09%	1,891 ▲ 109 94.55%	1,678 ▲ 213 88.74%	障害児サマースクールの運営に要する経費 ・夏季休暇期間中の20日間の事業に対する負担経費 ・実行委員会:大津市、大津市障害児者と支える人の会、大津市ホリデースクール連合会
30	障害者福祉センター運営事業費	22,979	22,966 ▲ 13 99.94%	23,955 989 104.31%	24,126 171 100.71%	施設の管理運営に要する経費 ・指定管理委託料、修繕料 ・委託先:社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会
31	障害者福祉センター整備事業費	1,647	1,039 ▲ 608 63.08%	0 ▲ 1,039 0.00%	0 0 0.00%	
	合計	6,566,298	6,574,886 8,588 100.13%	6,638,855 63,969 100.97%	8,829,702 2,190,847 133.00%	

財源内訳	国庫支出金	2,901,952	2,964,757	3,076,053	4,115,855	国庫負担金・補助金等
	県支出金	1,475,198	1,510,136	1,541,982	2,069,955	県負担金・補助金等
	市債	4,800	0	14,700	6,100	施設整備費に係る市債
	その他	153	119	125	126	分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入など
	一般財源	2,184,195	2,099,874	2,005,995	2,637,666	市税収入等の一般財源
	合計	6,566,298	6,574,886	6,638,855	8,829,702	

2019. 5. 17 大津市障害者自立支援協議会 全体報告会

大津市 発達障害者支援センターかほん 活動報告

- 発達障害部会代表
- 大津市発達障害者支援センターかほん
小崎 大陽

このように報告させていただく背景

- 最近数年間で、**大津の発達障害相談支援体制が様々に変化している。**
- 昨年度に「**大津市発達障害者相談支援事業**」の委託先が、おおつ福祉会さんから当法人のみに**変更**された。
- 昨年度までに比べて、大津市から**新たに100万円の予算が「かほん」**についた。

※本日の報告内容は、3月の定例会での報告内容をもとに、一部改変したものです。

1 「かほん」の事業の経過

【今年度の事業概要】

大津市発達障害者相談支援事業

- 個別相談：18歳以上 高卒後 高機能
- 支援者支援：福祉事業所、学校、企業など
- 研修・啓発など

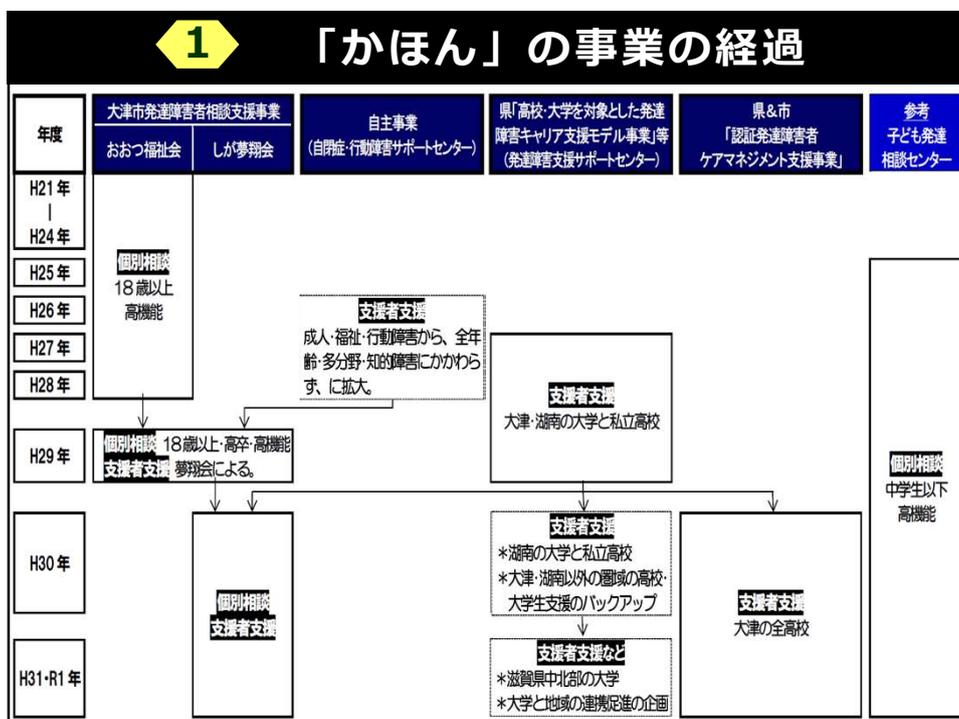
認証発達障害者ケアマネジメント支援事業

- 支援者支援：大津市内の高校など

滋賀県 大学と地域をつなぐ発達障害キャリア支援事業

- 支援者支援：滋賀県中北部の大学
- その他

(詳しくは、別紙をご参照ください。)



1 「かほん」の事業の経過

認証発達障害者 ケアマネジメント支援事業

- 平成20年開始の事業。
大津では昨年度スタート。
- 大まかに言うと、各都道府県に設置される発達障害者支援センターの圏域ごとのブランチ。圏域全体への支援者支援やコーディネートを担う。
- 県300万円+**圏域100万円**の事業
〔昨年度は、県300万円のみで
スタートしていた。〕

大津の場合は、
高校生に限定。

これが今年
度について。

2 評価

1) 大津市全体および数年間の中で。

① 良い点

- 事業对象的にも金額的にも、**拡大してきている。**
- 拡大に関する協議や、発達障害部会やモデル事業の中で、縦横の連携が増えている。

2

評価

1) 大津市全体および数年間の中で。

②改善点

- 拡大しているが、市全体の中で計画的に進んできたわけではない。また、例えば就学前の充実～義務教育期～成人期やその接続において、支援が分断されていたり、連携されているものの支援現場で有効に生きていない面も残る。
- 現在の**最も大きな課題は、高校生への個別相談が設置できていないこと。**
- 例えばケース会議や計画相談事業所と家族の面談への同席など、結果としてできている面もあるが、**個別の専門相談**という意味では知的障害のあるケースにも相談支援が届いていない。
- **保護者支援体系が限定的。**それもあって、家庭での支援が充実しないことが主因となり、ご本人・家庭全体が厳しい状態にあるケースが散見される。

2

評価

2) 昨年度について

①良い点

- 過年度の法人自主事業やモデル事業での連携も主な背景となって、支援者からの個別相談の依頼があったり、個別相談ケースについて連携をお願いすることが多かったり、連携の中での個別相談が充実してきている。(ような気がしていますが、いかがですか？)
- **新規ケースが増えている。**(ここ数ヶ月は、10±5件くらい)

2

評価

2) 昨年度について

① 良い点

- 面談室について
 - ⇒ メインの部屋を市役所にお借りできることで、「障害」等の言葉に抵抗を持ちやすいケースについて、特に相談初期に来やすくなっている。
 - ⇒ 様々な場所をお借りできることで、利用者の利便性が上がっている。
- 基幹相談センターの議論を元に、やすらぎから週2回職員派遣をしてもらっている。そのことで、互いの支援の中身や考え方から学べる部分、また、連携が円滑になっている部分が、非常に大きい。

2

評価

2) 昨年度について

② 課題

- 依頼が増え続けており、待ち時間が長くなっている。その結果、ホームページに以下のような文章を載せざるを得なくなっている。ちなみに、他県・他圏域では、診断ありのケースのみの相談を受け付けるとか、面談時間を50分に限定する等の対応を取っているセンターも少しある。ただ、初回相談時点で診断のあるケースは約50%で、特に軽い発達障害のみだと受け入れを断る医療機関も多い。また、特性上「混乱」しやすく、まずその整理や軽減の会話に専門的視点で一定時間をかけるべきケースもある。(それを50分で無理に切り上げて、余計に混乱や不安を大きくされたり、解消できなかった部分を結局別の支援機関に求めていかれることが多くなる。)

2

評価

2) 昨年度について

② 課題

- 依頼が増え続けており、待ち時間が長く...

【個別のご相談について】

今年度、当センターに向けて、毎月多くの当事者・ご家族等からの個別相談をお申込みいただいております。その他に、福祉事業所・学校・企業等に対する「支援者支援」などもお受けしております。

以上のご依頼が増える中でも、それぞれの相談員の気持ちとしては、ご依頼・ご希望であれば少しでも面談等の対応をさせていただきたい、と思っております。ただ、現実的には、以下のような、初回面談等までの待ち時間と、その後の継続相談の待ち時間が生じております。

相談者の皆さまには大変申し訳ございませんが、相談される方の多い現状と待ち時間についてご理解いただければ幸いです。どうぞ、よろしくお願いいたします

< ご相談申込み後に、初回の面談等までの待ち時間 >
 約3~4ヶ月

お申込み後には、担当者の決定等も行います。面談等が可能な日が近づいて来たら、担当より日程調整のご連絡をさし上げます。

< 2回目以降の継続相談 >
 最も多い頻度で1~2ヶ月に1回程度

(上記の数字は、2018年12月13日現在です。)

なお、「支援者支援」、つまり、福祉事業所・学校・企業の方につきましては、上記とは異なる状況です。具体的には、当センターに直接ご連絡くださってお尋ねいただければ幸いです。

当センターのホームページより

2

評価

2) 昨年度について

② 課題

- 支援者支援においては、支援の「現場」にも寄り添い、「現場」やその組織が「そうそう！」となってリアルに理解できて使えるころ、また、そこでの達成感などを大切にしている。また、連携においては、福祉-教育のそれならば両方が理解しやすい表現・考え方などを大切にしている。それ自体は良いのだが、その事業の広がりには人材育成が追い付いていかず(福祉全体の人材不足が追い付かせない状況を作っている面も。)、職員の“現場”経験や他分野理解に課題がある。結果として、経験の違いによる職員間の業務の偏りが大きくなっている。

3 今年度 + aでの重点課題

1) 大津市全体の中で。

- 例えば**相談員数の確保**やかほんの役割など、相談支援体系に関する議論に参画し、**より効率的・効果的な支援**にできるように。
- **高校生の個別相談など主要な課題解決**について、連携しながら、また、行政や当事者・家族団体とともに取り組む。

3 今年度 + aでの重点課題

2) 当センターの中で。

- 特に支援者支援については、具体的な個別ケースを取り上げることがあったり、事業所・学校全体にスーパーバイズさし上げるなど、件数等の管理が複雑になりがち。その中で、支援させていただくケースの**数字的な管理**が不充分になっているところがある。**管理を見直し、相談員確保の協議や事業所運営等をより建設的に進める土台の一つ**としたい。
- 人材育成を進める。具体的には、**職員が他事業所・他分野での経験を増やす**等を検討する。法人外の事業所にも行けるように考えており、その際はご協力いただければ幸甚です。



お わ り

ありがとうございました。
今後とも、よろしくお願いいたします。

【参考資料】

- 「大津市発達障害者支援センターかほん 事業概要」
- 「大津市発達障害者支援センターかほん(大津市発達障害者相談支援事業) 個別のご相談の流れ」
- 夢翔会かほん主催で、自立支援協とおおつ福祉会共催の研修のチラシ ⇒ 今年度は、「**保護者・家族交流会**」を新設しました。

平成 31 年・令和元年度(2019 年度) 大津市発達障害者支援センターかほん 事業概要

「大津市発達障害者支援センターかほん」は、社会福祉法人しが夢翔会に委託されております。平成 31 年・令和元年度に「かほん」で実施させていただく事業は、大まかに以下の 3 事業です。以下には、受託は社会福祉法人しが夢翔会で、その中で「かほん」で担当している事業も含まれます。

なお、当センターでいうところの「発達障害」については、医療的な診断の有無は問いません。(参考：発達障害者支援法より「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する・・・」)

大津市発達障害者相談支援事業

【個別の相談】

基本的に、18 歳以上の方が対象。詳しくは、別紙をご覧ください。

【支援者の支援】

福祉事業所や学校や企業などにおいて支援・指導をされている方への、助言・相談など（いわゆるスーパーバイズやコンサルテーション）。平成 28 年度まで、社会福祉法人しが夢翔会自主事業「自閉症・行動障害サポートセンター」が担っていた業務です。

【啓発・研修】

- 発達障害に関する情報の提供や啓発活動
- 発達障害やその支援に関する研修など

認証発達障害者ケアマネジメント支援事業

【支援者の支援など】

主として、大津福祉圏域（大津市）に所在する公立・私立高校を対象とした助言・相談など。また、大津市民の方が通学する市外高校に関しても、一部対象になります。

滋賀県 大学と地域をつなぐ発達障害キャリア支援事業

【支援者の支援など】

昨年度までの高校・大学向けのモデル事業で対象でなかった、滋賀県中北部の 6 つの大学を対象に、「支援者の支援」および共同での支援（一部）を行います。

【県内大学教職員と“地域”の関係者が互いに知り合うための企画】

県内全大学を対象に、大学教職員と“地域”（福祉・労働・保健等の機関）が互いに知り合い、有効な連携を強化できるための企画を行います。

《《 相談・支援のお申込みやお問合せ先 》》

電話 077-526-5477

〔 当センターからの発信は、その他の番号（例：業務用携帯電話）から
させていただくこともあります。 〕

FAX 077-534-4479（「ステップ広場ガル」と共有回線）

事務所所在地 〒520-0860 滋賀県大津市石山千町270-3

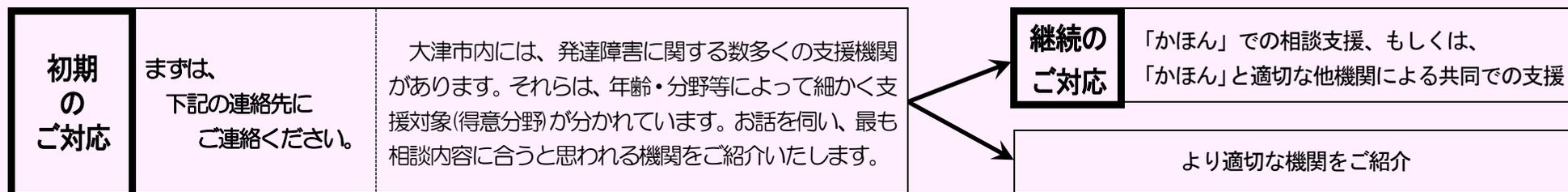
基本的な営業時間(電話対応時間)

平日 9:00～17:00

〔 職員がセンター事務所外への出張をしている等により、日によって電
話対応可能時間が変動することがあります。 〕

大津市発達障害者支援センターかほん(大津市発達障害者相談支援事業) 個別のご相談の流れ

「かほん」では、18歳以上の方を基本として、発達障害に関する専門的な個別のご相談をお受けしています。なお、当センターでいうところの「発達障害」については、医療的な診断の有無は問いません。(参考：発達障害者支援法より「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する・・・」)



【面談場所】 直接お会いして面談させていただく場合は、大津市役所にある面談室にお越しいただいています。ただし、相談者の方の利便性などのために、大津市役所以外で部屋を借用して対応させていただける場合もあります。

【担当相談員】 「初期のご対応」と「継続のご対応」で、担当者が異なる可能性があります。

【その他】 初回のご連絡をいただいてからできるだけ早急にご対応いたしますが、その時期の当センターの相談件数や個別相談以外の業務の都合などにより、一定の待ち時間が生じる場合があります。

《《 相談・支援のお申込みやお問合せ先 》》

電話 077-526-5477 (当センターからの発信は、その他の番号(例：業務用携帯電話)からさせていただくこともあります。)

FAX 077-534-4479 (「ステップ広場ガル」と共有回線)

事務所所在地 〒520-0860 滋賀県大津市石山千町270-3

基本的な営業時間(電話対応時間)

平日 9:00~17:00

(職員がセンター事務所外への出張をしている等により、日によって電話対応可能時間が変動することがあります。)

防災プロジェクト「提言」作成に向けて

防災プロジェクトは、大津市で暮らす障害のある人の災害時支援の課題と対策を明らかにするためH29年4月に開始しました。ご本人やご家族から現状を伺い、多くの方にアンケートをお願いして集約しました。今回は、「提言」作成の途中報告をします。

提言1 <自助>当事者・家族が担うこと

- 1、日頃からの災害への備え まずは備蓄や情報収集から始めましょう。
- (1) 食料、医薬品などの備蓄、避難場所や避難所を把握
 - (2) 市、地域、事業所、団体に避難生活に必要な配慮や避難先を伝える。情報を求める。
 - (3) 市を通し支援の情報「要支援者名簿」(*1)を自主防災組織や自治会等に提供
 - (4) 自治会や民生委員、自主防災、当事者団体、PTA、学校や事業所との連携も重要

(*1) ・避難行動要支援者(「**要支援者**」と表記)は、災害避難時や避難生活に支援が必要な人。家族等とともに避難可能な人は除く。

・「**要支援者名簿**」は、支援を必要とする人の情報(住所や配慮事項)を記載したもの

- 2、災害発生時、避難中
- (1) 避難所生活に必要な配慮を伝える。改善提案をする。避難所運営に参加
 - (2) 避難所外避難(車中避難等)は、避難所や市、地域、事業所、団体に所在を連絡

提言2 <共助>地域や事業所で担うこと

【**地域の役割**】 阪神淡路大震災で倒壊家屋からの救助に当たったのは80%が家族、近隣住民でした。地域の助け合いが重要であることはこれまでの災害が示す通りです。

- 1、日頃からの災害への備え
- (1) 要支援者名簿による情報把握と「個別計画」(*2)策定を進める。
 - (2) 要配慮者(*3)や要支援者を含んだ避難想定、避難訓練を実施

(*2) ・「**個別計画**」は、「避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援計画」(避難支援の配慮事項や避難支援担当者等を記載、地域で当事者と共に協議して作成する。「個別計画」と表記)

(*3) ・「**要配慮者**」: 避難行動や避難生活に一定配慮が必要な人、情報伝達や避難所での配慮が必要

- (3) 住民向けに、自主防災推進の研修、要支援者理解の研修を実施

【**事業所の役割**】 実効的な避難訓練が必要。開所中の発生では、利用者の宿泊も想定されます。アンケートでは事業所避難希望も多くありました。事業所間や事業種別を超えた連携も有効であり、地域からの支援を受けること、地域へ支援を行うことも大切です。

- 1、日頃からの災害への備え
- (1) 防災計画策定と訓練の実施、利用者の一時避難所想定、地域防災へ参画
 - (2) 「サービス等利用計画」(*4)で避難先等の把握、安否確認や避難中の支援を準備

(*4) 用語の説明

・「**サービス等利用計画**」へ**避難支援に必要な情報**(想定される避難形態、事業所避難や車中避難、避難生活の配慮事項等)を記載、当事者・家族及び支援事業者が共有し安否確認や避難支援に活用するという提案「サービス等利用計画」「個別計画」で広く情報共有できる。

- (3) 「要支援者名簿」の地域への提供に関して当事者・家族同意の促進協力
- (4) 「個別計画」策定への協力、記載情報更新に協力
- (5) 事業種別や障害者、高齢者等の別を超えて事業者間の支援ネットワーク作り
- (6) 支援チーム、専門スタッフチーム編成の検討

2、災害発生時の避難支援

- (1) 「防災計画」に基づく事業所利用者の避難実施（事業所内避難、避難所避難等）
- (2) 利用者の一時的避難受け止め、避難所や福祉避難所が利用困難な人に過ごしの場提供
- (3) 「個別計画」「サービス等利用計画」による安否確認や避難時支援の実施
- (4) 長期避難の負担緩和のための福祉サービス提供
- (5) 事業所間のネットワークによる支援、地域防災での役割実施
- (6) 支援チーム、専門スタッフチームの編成、支援実施

【当事者団体の役割】 過去の災害では当事者団体が安否確認や避難中の支援に活躍された報告が多くあります。地域の支援、事業者、当事者団体の連携も重要です。

1、災害発生時の避難支援

- (1) 安否確認、避難中の支援、対策本部への情報提供、物資配送等。

提言3 <公助> 大津市の役割

公的機関が、災害発生時の全ての救助活動を行うことは難しいと予測されます。地域の支援力が重要ですが、自主防災組織の促進・要支援者名簿を作成し「個別計画」作成につなげることは公的機関の役割です。情報提供も重要です。

1、日頃からの災害への備えⅠ

(1) 情報の把握

- ・要配慮者、要支援者の情報や避難中の配慮事項の把握。（要支援者名簿、個別計画等で）

(2) 情報伝達

- ・要支援者名簿の提供について当事者、家族の了解確認。地域の支援組織への情報提供（自主防災、自治会、民生委員等）個別計画作成推進
- ・防災情報の発信（指定避難場所、指定避難所、福祉避難所等、ハザードマップによる災害危険地域の発信、防災対策の発信 他）
- ・発信に必要な伝達方法の配慮

2、日頃からの災害への備えⅡ

- (1) 地域との協働、連携（・避難所運営・自主防災組織の推進・地域防災に関する研修実施・要支援者理解、障害理解促進に関する研修実施）

3、災害発生時の避難支援

- (1) 指定避難所の開設（・情報伝達等の配慮。体育館内の福祉スペース、校内の特別教室で福祉避難所開設。情報伝達方法の配慮）

(2) 福祉避難所開設

- (3) 指定避難所、福祉避難所以外の避難について地域や事業所、団体の安否確認情報、「個別計画」「サービス等利用計画」から情報集約し見守りや配送、配給支援に繋ぐ

○ 以上大項目、小項目に整理し具体的な方法を記載しアンケート結果添付します。

□ それぞれの役割を確認して連携、協力で減災につなげよう

大津市 障害者虐待について

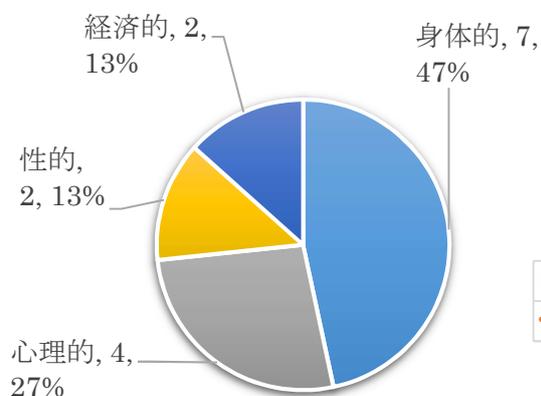
大津市障害者虐待防止センター

虐待通報・認定件数

大津市障害者虐待防止センターまとめ

2017(H29)年 2017.4～2018.3	養護者	施設 従事者等	使用者	その他	合計
相談通報	48	24	5	8	85
認定	16	1	-	-	17
身体的	9		-	-	9
ネグレクト	1		-	-	1
心理的	6	1	-	-	7
性的	1		-	-	1
経済的	2		-	-	2
2018(H30)年 2018.4～2019.3	養護者	施設 従事者等	使用者	その他	合計
相談通報	52	40	4	16	112
認定	12	12	-	-	24
身体的	8	7	-	-	15
ネグレクト	4		-	-	4
心理的	2	4	-	-	6
性的		2	-	-	2
経済的		2	-	-	2

従事者による虐待 虐待の種類(2018)



従事者による虐待 通報・認定



従事者による虐待について

○従事者による虐待の相談・通報件数は増えているが、それ以上に認定された件数が大幅に増加。

発生要因は、「教育・知識・介護技術に関する問題」が大半を占める(職員の質の問題)。

*新人に対する障害種別に応じたより専門的な研修の実施。さらに研修の義務化等が必要

○経済的な虐待に関する相談・通報が3件。職員による窃盗の事案。

発生要因は、「事業所・法人内の管理の仕組み」が不十分である。

*利用者の金銭管理を行うのであれば、透明性ある適切な仕組みで運用するように徹底する。

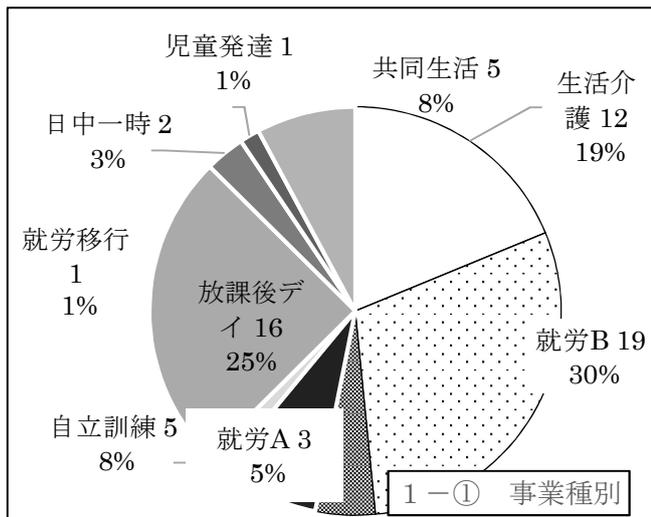
(人員が足りないのであれば、外部の専門職を積極的に活用する)

福祉サービス事業所 防災アンケート集約全体 H30,1,16

1、回答のあった事業所（61 事業所）の種別

- ・生活介護（12）・就労継続B（19）
- ・就労継続A（3）・自立訓練（5）・就労移行（1）
- ・放課後デイ（16）
- ・共同生活援助（5）

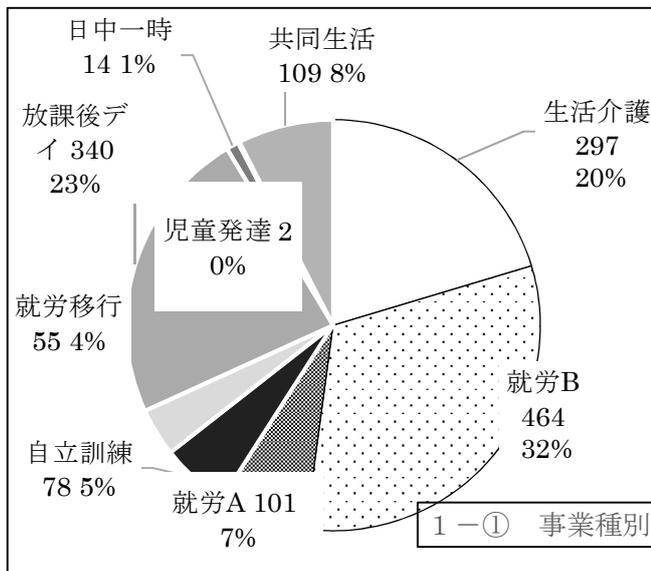
*多機能複数事業実施は1事業のみ表示



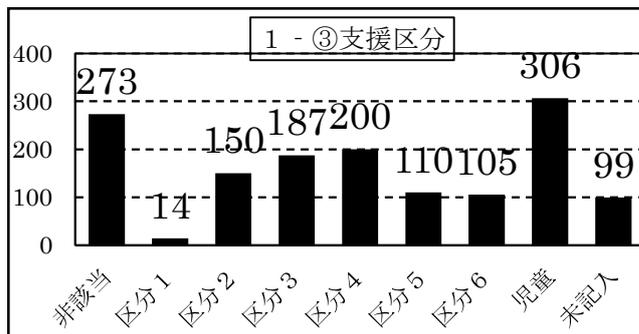
2、事業の種別と利用者数

①利用されている方の人数（1、460人）

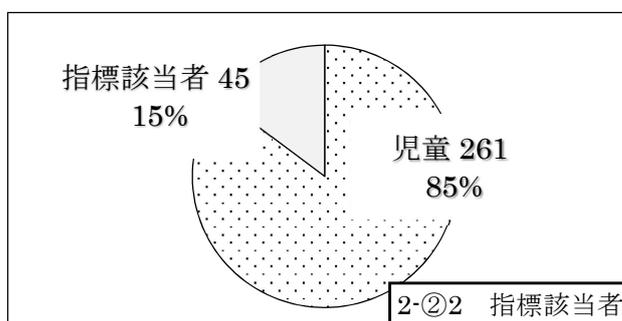
- ・生活介護（297）・就労継続B（464）
- ・就労継続A（101）・自立訓練（78）
- ・就労移行（55）・放課後デイ（340）
- ・共同生活援助（109）・日中一時（14）
- ・児童発達（2）



②利用されている方の支援区分



②-2児童の内指標該当者



③利用されている方はどのような方が多いか

【生活介護・就労支援等】：40 事業所

- ・身体障害で介助要(6) / ・精神障害、自閉症等で付添い等が必要(17) / ・避難所で個室、電源、車いすトイレ等が必要(2) / ・避難所は困難(4)

【放課後デイ】：16 事業所

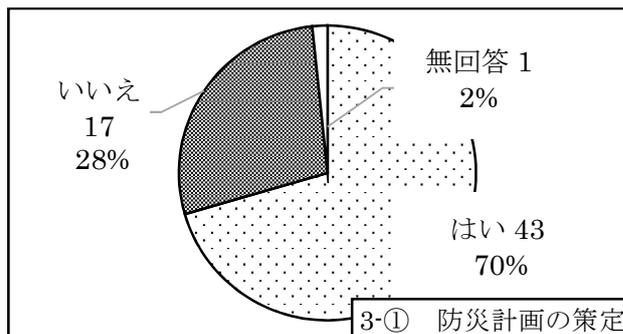
- ・避難時パニック対応が必要(5) / ・避難所に慣れない(1) / ・避難で個別空間が必要(1)

【共同生活援助】：5 事業所

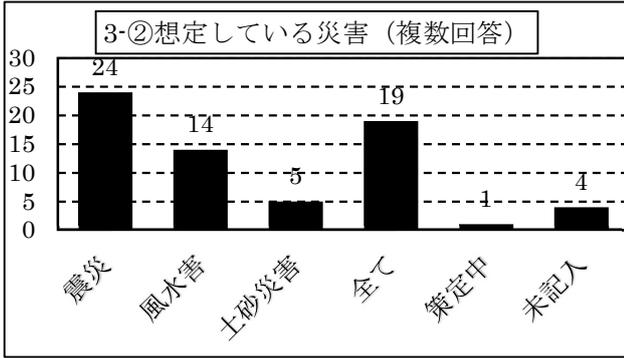
- ・歩行困難等で支援要(1) / ・集団が難しく教室や福祉避難所対応が必要(1)

3、防災計画について

①事業所の「防災計画」を策定していますか

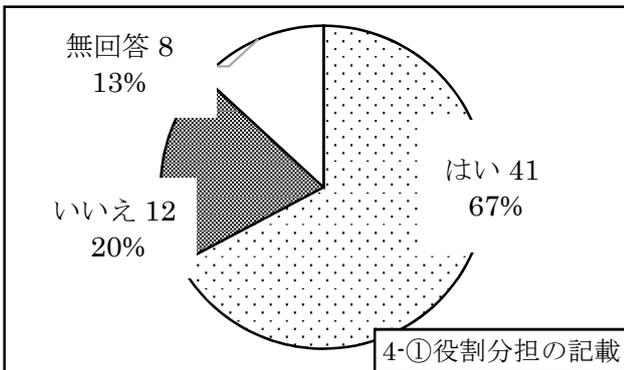


②事業所の「防災計画」の想定している災害は

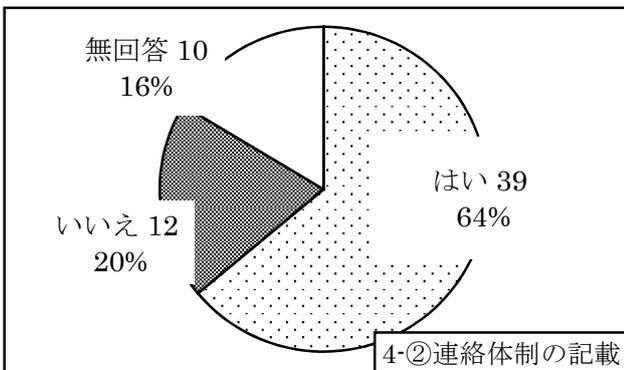


4、「防災計画」の内容 「体制、役割分担」

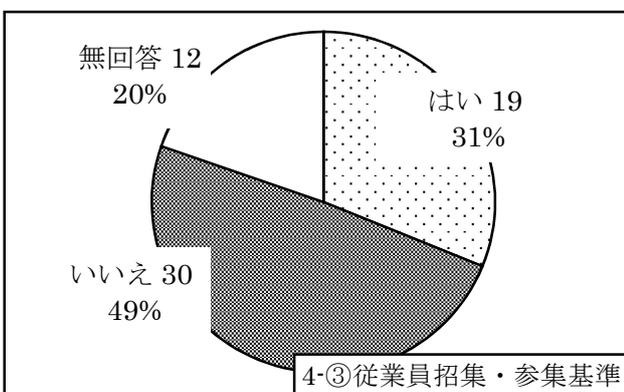
①災害時の役割分担を記載



②災害時の連絡体制および連絡先を記載

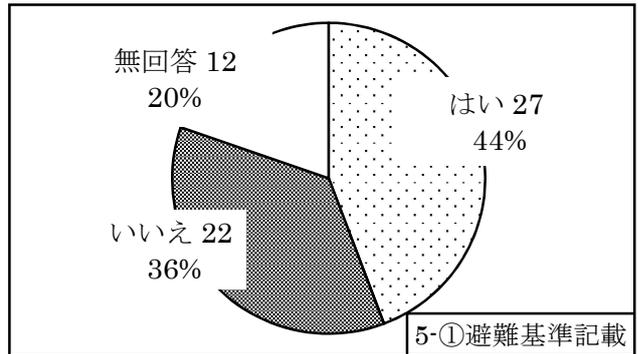


③災害時の従業員の招集・参集計画を記載

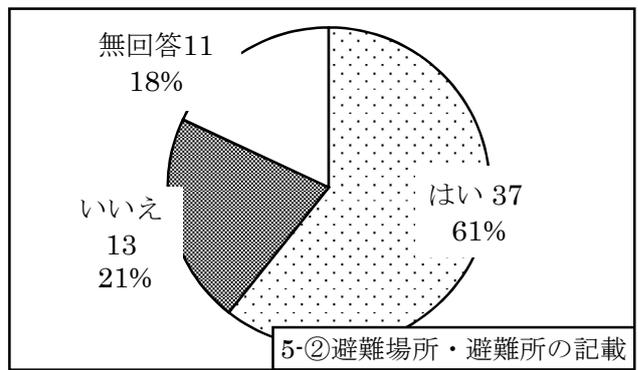


5、「防災計画」の内容 「避難所の把握」

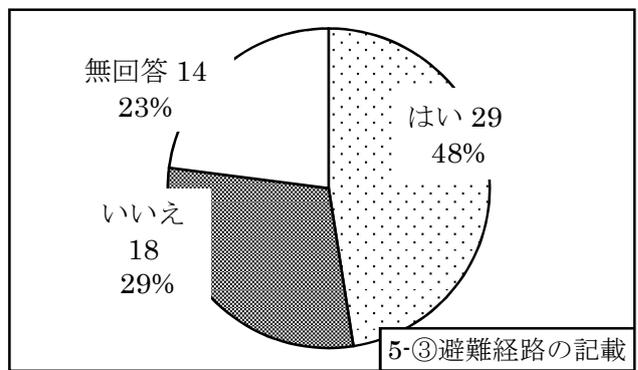
①避難基準を記載している



②避難場所・避難所を記載している

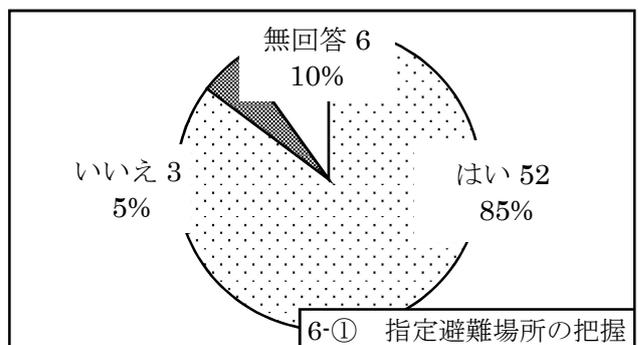


③避難経路を記載している

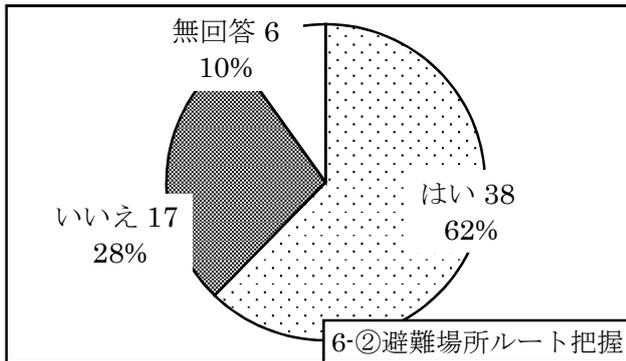


6、「防災系計画の内容」避難場所の把握

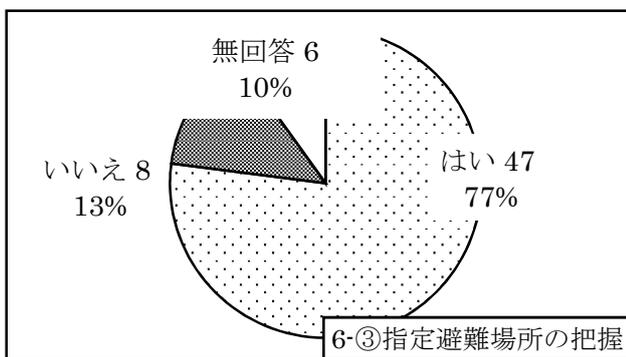
①事業所の近くの指定避難場所を知っている



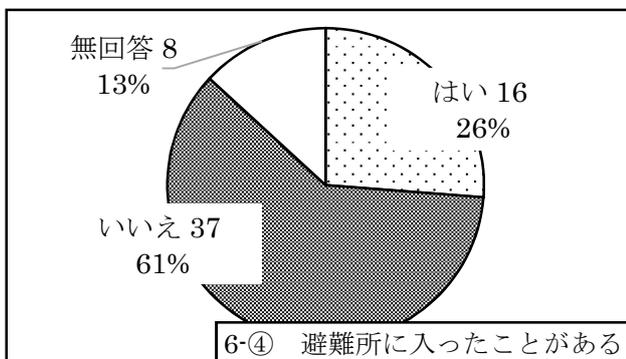
②その避難場所までのルートを確認したことがある



③事業所の近くの指定避難所を知っている



④指定避難所に入ったことがある



⑤「入ったことがある」と答えた方へ、現在の障害の状況で避難所生活すると想像して問題がありますか？<ある8人、無回答6人>

⑥「問題がある」と答えた方へ、具体的にどんな問題がありますか？

【生活介護・就労支援等】

- ・市民センターは障害者が一定期間生活できる設備や環境がない。
- ・集団生活が難しい緊急事態に指示に従って動けるか、環境の変化に順応できない。
- ・どのような対応か分からない。

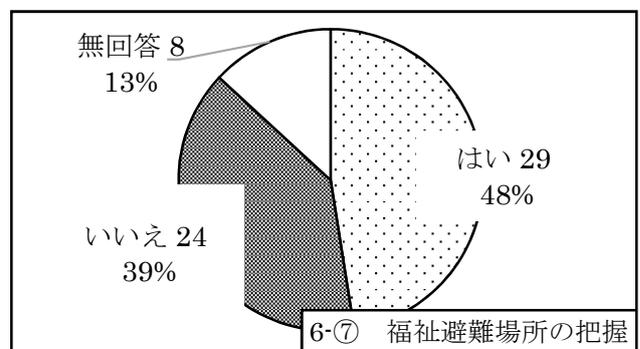
・やまびこ支援センターが避難所になり、地域住民とどう区分けできるか。

【放課後デイ】

- ・環境の変化に対応できない利用者多い。
- ・パニックの対応、食事配慮（ペースト食しか食べない）
- ・個別対応（個別空間、落ち着いた場所、プライバシー）避難所を不安に思う当事者が多い。
- ・経験ない場所、慣れるのに時間がかかる。個別の場所が少ない。音に敏感で大きな声を出されることもある。

・避難所へ距離があり全員移動できるか不安

⑦地域の福祉避難所を知っていますか？



⑧福祉避難所はどのような場所、どのような設備が必要だと思いますか？（自由記述）

【生活介護・就労支援等】（ ）内は事業所数

- ・個室、仕切り（11） / ・備蓄がある（1）
- ・広い空間、スペース（3） / ・バリアフリー（3）
- ・電源、空調（3） / ・障害者用トイレ（2）
- ・一般の人とは別に（2） / ・交通の便が良い（2）
- ・駐車場が広い（1） / ・病院近く（1）
- ・海の子避難（1）

【放課後デイ】

- ・個別空間、プライバシー（6） / ・トイレ（2）
- ・事業所の近く、移動時間が少ない（2）
- ・専門的ケア（2） / ・非常食（2） / ・電源（2）
- ・教室使用（1） / ・スペース確保（1） / ・空調（1）
- ・バリアフリー（1） / ・情報伝達（1）

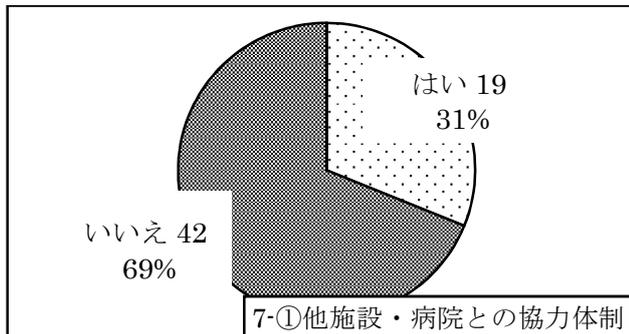
【共同生活援助】

- ・個室、プライバシー（4） / ・洋式トイレ、水（2）
- ・教室利用（1） / ・電源（1） / ・薬品（1） / ・看護師

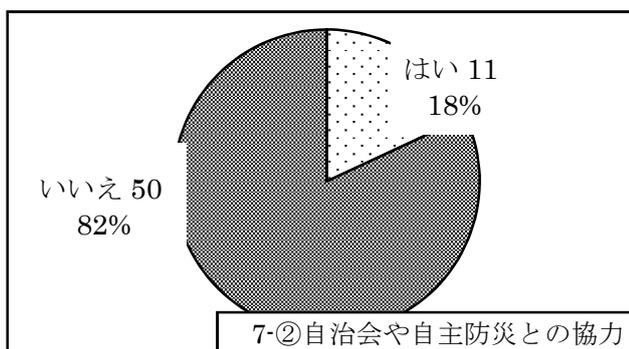
(1)/・専門職(1)/・電源(1)/・病院の近く(1)

7、地域社会との連携

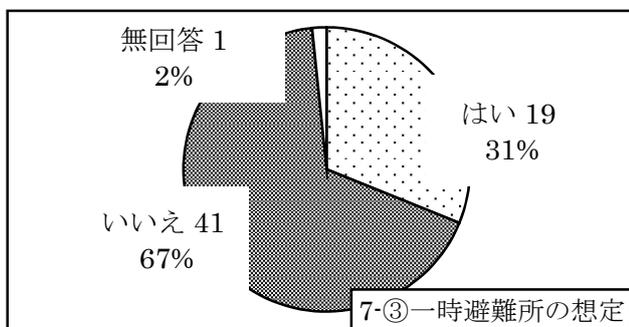
①地域の他施設や病院と緊急時の協力体制



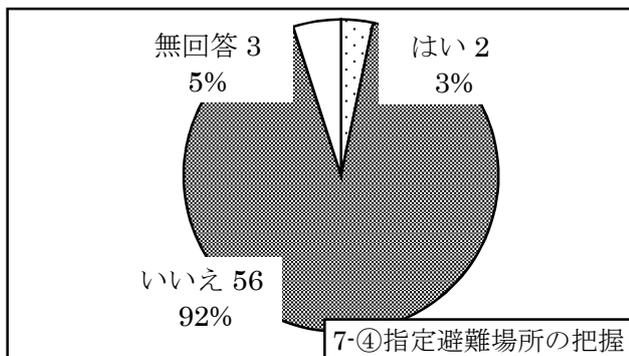
②地域の自治会や自主防災組織と協力体制



③災害発生時、地域の人の一時的避難場所や高齢者の避難場所になることを想定している

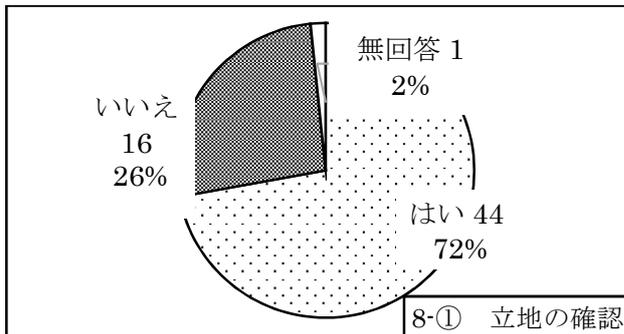


④上記③について、地域の自治会や自主防災組織と申し合わせをしている

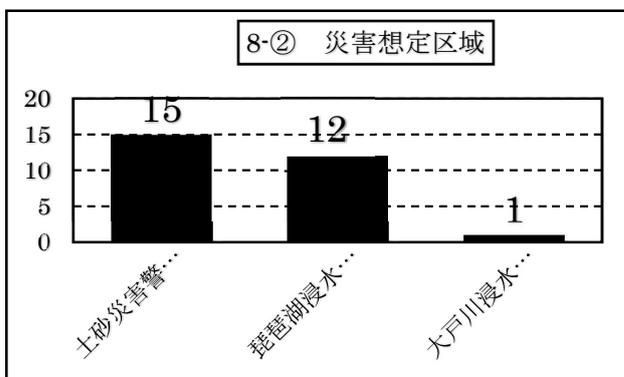


8、事業所の立地状況の把握

①事業所の立地が災害想定区域にあるかどうか確認している

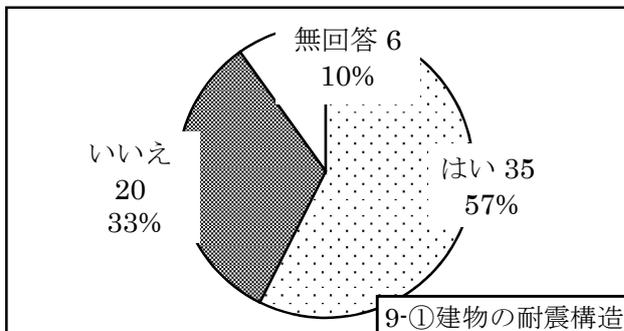


②していると答えられた方のお尋ねします。想定区域についてお答えください（複数回答可）

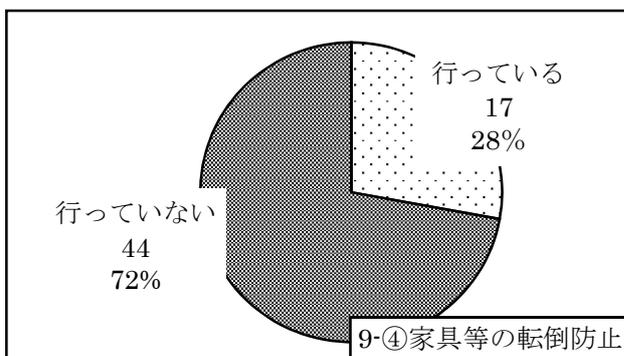


9、事業所の防災対策（建物や備蓄等）

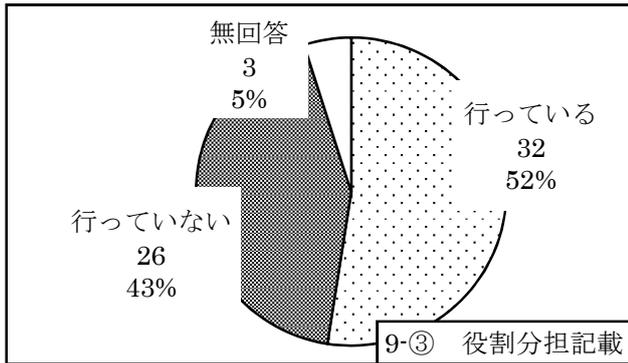
①事業所の建物は耐震構造になっているか



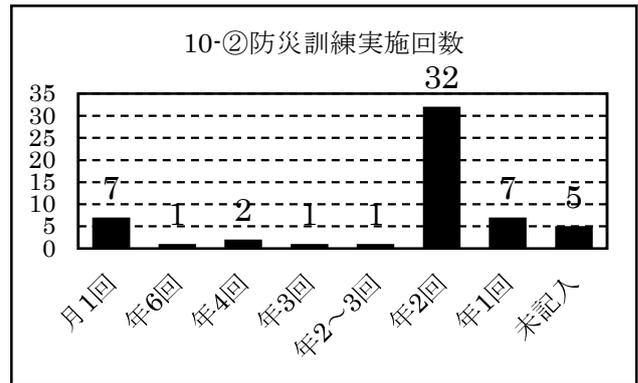
②家具、ロッカー等の転倒防止対策



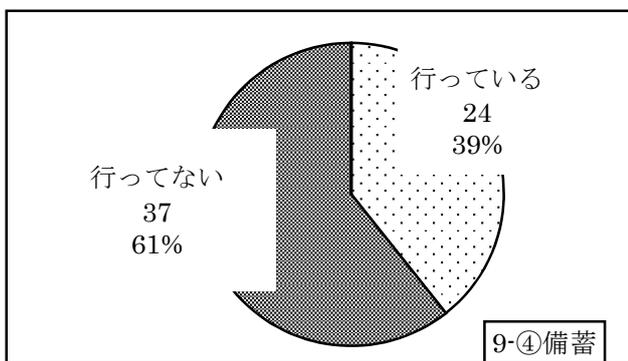
③定期的に設備の点検を行っている。



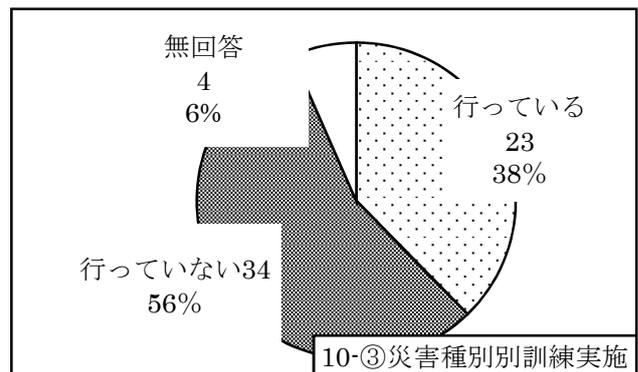
②防災訓練の実施回数



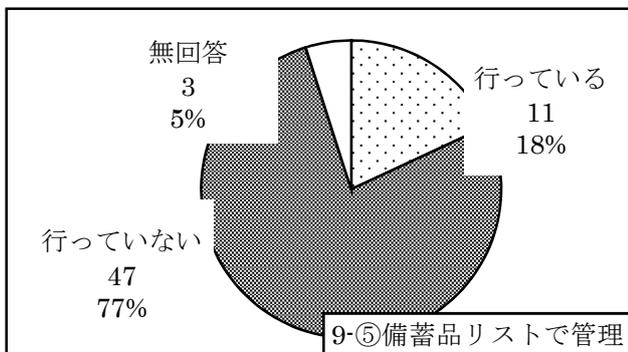
④非常時に備え飲料水、非常食、医薬品の備蓄を行っている



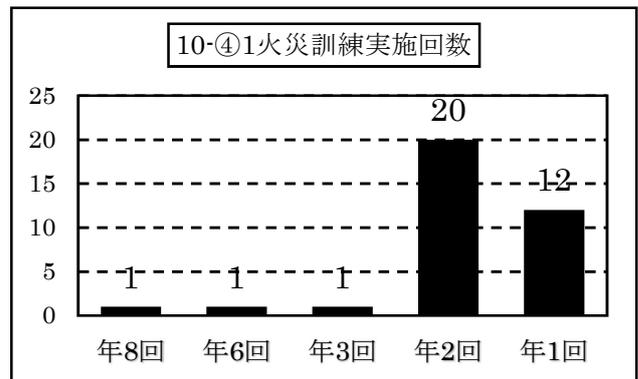
③災害種別別の防災訓練を行っている



⑤備蓄品リストを作成し管理している

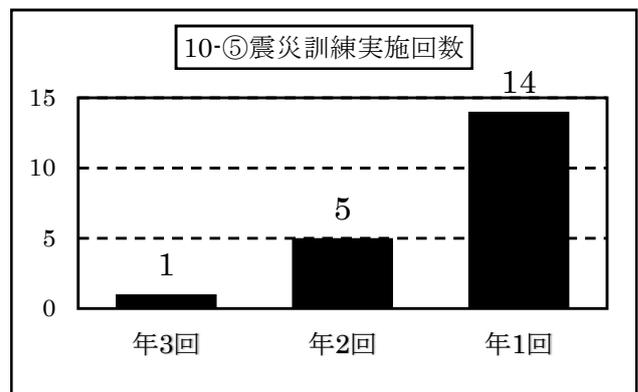
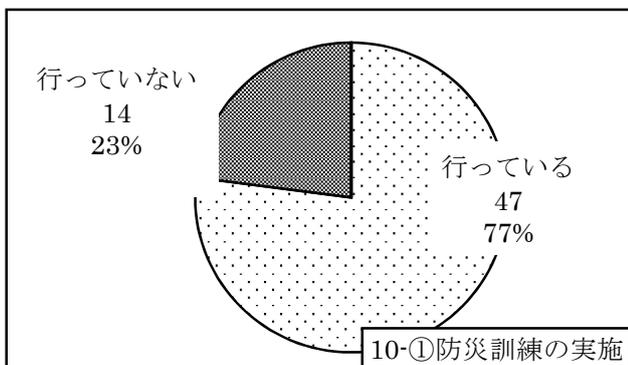


④災害種別別の訓練の回数

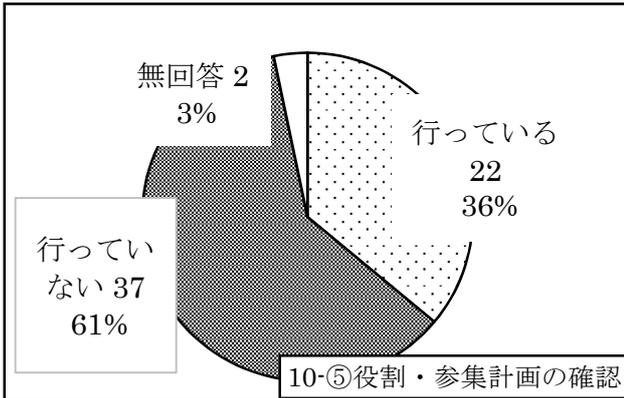


10、防災訓練の実施

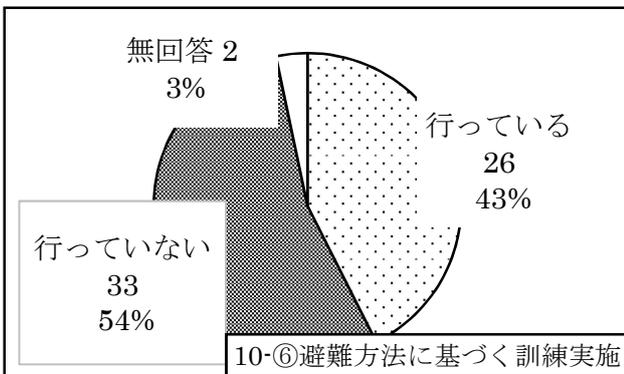
①防災訓練を定期的に行っている



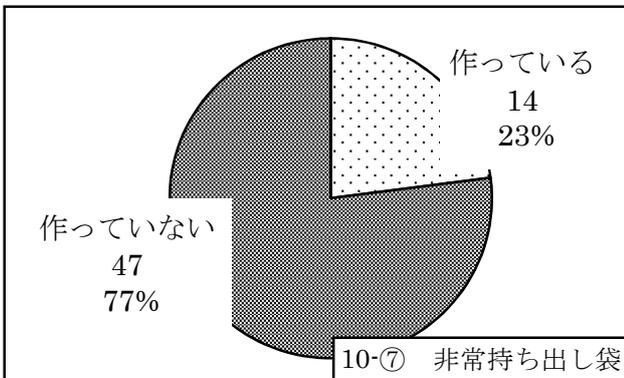
⑤災害時の役割配置や参集計画を確認



⑥計画に定める避難経路、避難方法に基づく避難訓練を実施

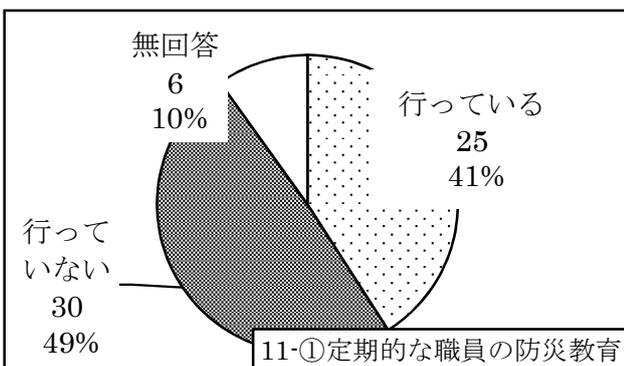


⑦非常持ち出し袋を作っている

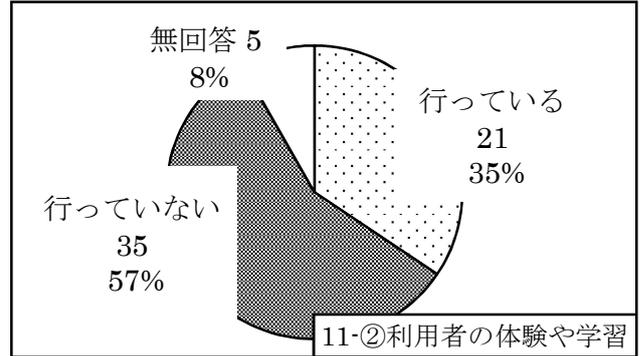


11、防災教育・利用者の理解促進

①職員に定期的な防災教育を実施



②利用者の定期的な体験や学習を行っている



12、その他、防災に関して日頃感じておられることを自由に記述してください

【生活介護・就労支援等】

- ・パニックのある人の避難/・違う場所でも落ち着けるポイント確認/・歩けない人の車いす確保/・自宅に帰れない時事業所泊
- ・事業所再開の想定/・日頃からの備えは難しい。
- ・利用者の防災学習が課題(3)/・判断の基準、な情報の確保/・近隣施設と協力/・災害多発で対策要/・家族での確認大切/・外出,通勤中の連絡方法の課題(3)/・職員出勤不可を想定/・職員の防災意識を高める(2)/・協定事業所、耐震補強がないところは除外すべき/・施設の開放(一時避難場所)/・日常の建物点検要/・備品などにお金をまわせない。/・活動場所が2階、非常階段から降りる訓練は未。迎えを待つ間の電源確保未。/・避難はせず、敷地内に安全な場所を確保。電源に必要機材確保、職員の応援要請。/・施設が避難所も利用者が留まり受け入れ不明

【放課後デイ】

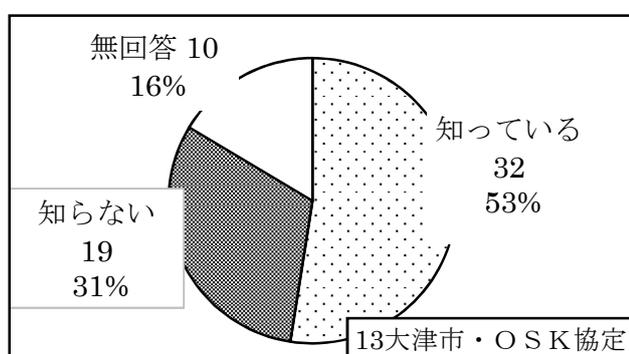
- ・災害時にパニック防ぐ訓練要。保護者と連絡方法確認。/・災害が多発、備えの必要,計画策定後も放課後デイに合う内容を考える。/・地域住民と信頼関係づくり,役割分担、避難経路、備品確保等,訓練をする。/・児童へのビデオ学習等を検討。/・災害発生時に職員が、対処できるか知識を深め対応を訓練する。(2)
- ・屋外への避難時,靴下着用、履物が持ち出せるとよい。/・パニックを起こさず誘導できるか

訓練時に感じる。/・避難時にすぐ移動できない子あり支援者人数が多い方がいいが難しい。

【共同生活援助】

- ・職員自身も家族の安否確認が必要。避難の体制を想定/・災害が増加しそのたび課題が浮き彫りになる

13、「災害時に要支援者の避難施設として障害福祉サービス事業所を使用することに関する協定」により特別の配慮を必要とする障害者の方に災害時避難に福祉事業所が提供されることについて知っていますか？（大津市とOSKの協定）



14、地域の事業所として地域にお障害のある方や地域住民にできる支援は何ですか

【生活介護・就労等】

- ・避難場所の提供（19）＜福祉避難所（2）、地域への開放（17）＞/・備蓄、備品の提供（9）/・復旧支援（2）/・避難支援、避難中の支援（1）/・配食/・できる範囲で（1）/・利用者対応で一杯等（2）

【放課後デイ】

- ・場所の提供（4）/・支援者に障害の説明、地域住民と交流（1）/・安否確認、誘導、見守り、話し相手等（4）/・施設が狭く風呂、台所なく提供できない（1）

【共同生活援助】

- ・場所、設備の提供（3）/・炊き出し（1）
- ・日用品の提供（1）/・ホームとして何ができるか分からないが考え同じ境遇の人と力を合わせて行く。

15、災害発生時、地域及び地域住民に求める、または受けたい災害時支援は何ですか

【生活介護・就労支援等】

- ・避難先での必要な配慮（4）/・避難所等への付き添い、誘導（3）/・災害ボランティア利用（1）/・見守り（1）/・人的支援（1）/・食料、備蓄の提供（3）/・避難場所の提供（1）/・情報（3）/・騒がしさの周囲の受容（1）
- ・自家発電（1）/・疎外されず気にかけてもらえる（1）/・避難先種別ごとのスムーズな誘導（1）/・地域高齢化助けを求めて良いか（1）
- ・協力し合う体制を作る（1）/・分からない（1）

【放課後デイ】

- ・避難空間への配慮（3）/・食糧、備蓄提供（2）
- ・付添い、避難支援（3）/・障害理解促進（1）
- ・カウンセリング、精神的ケア（1）
- ・見守り（1）/・情報共有（1）

【共同生活援助】

- ・避難場所までの誘導/・障がいがある方々へのご理解と温かいまなざしで大抵は何とかなると考えている。

大津市障害者自立支援協議会における圏域内合同新人研修の取組み —当事者を講師に招いて、本人主体を学ぶ—

○発表者名 坂本彩

所属：やまびこ生活支援センター内大津市障害者自立支援協議会人材育成部
共同研究者名 松岡啓太、中川佑希、福山勝広、尾畑 矩美子、田中英世

【研究の目的】

大津圏域での障害者福祉に携わる人の合同新人研修の持つ意義を明らかにする。

- ① 社会福祉事業に取り組む職員が持つべき人権意識を最初に身につけてもらうため、障害当事者を講師に迎えた意義とその効果について検証する。
- ② 圏域内同期と言えるような環関係を築くきっかけが生まれているか検証する。

【研究の方法】

- ① 合同新人研修の取組み内容を分析する。
- ② 研修参加者のアンケートを分析する。
- ③ 障害当事者講師にインタビューを実施し、分析する。

【倫理的配慮】

合同新人研修の障害当事者研修講師に対し、本報告の趣旨と内容について説明し、承諾を得た。

【仮説】

- ・研修を通して、参加者の人権意識が高まっている。
- ・研修を通して、参加者同士の交流が深まり、圏域内同期のような関係づくりが始まっている。

【報告】

- (1) 大津市障害者自立支援協議会とは (参考資料：パンフレット)
- (2) 人材育成部とは (参考資料：組織図)
- (3) 合同新人研修の成り立ちと経過
- (4) 2018年度合同新人研修の内容紹介

① 人権意識

圏域内でも、施設従事者による虐待もあり、また、虐待とは言えないけれど、不適切ではないかと思われる言葉かけなども見られる状況があった。そのため、春の合同新人研修で、「新人」にまず押さえてもらいたい「人権」について理解してもらうため、障害当事者から話を聞く、一緒にグループワークをすることに取り組んだ。

そもそも、サービスの利用者と支援者の間には大きな情報の格差や立場の隔たりがあり、容易に権力関係を生み出しやすいという基本を理解してもらい、その中で自分たちがどのように仕事に向かうのかを考えてもらった。秋の合同新人研修では、半年程度働いた後の自分の働き方立ち止まって考えてもらうことを大切にしたい。障害当事者が主観的に感じる「自分の障害」を発表してもらい、アセスメントシートからは得にくい「当事者の主観」を学んだ。また、「信頼関係のある本人と支援者」に登壇してもらい「相性」「距離感」などのキーワードをもとに話し合ってもらった。(写真の紹介)

② 圏域内同期づくり

圏域内で活動する障害者福祉事業所すべてに呼びかけをする。(参考資料：案内文)

小さな障害者福祉事業所も含め、圏域内同期ともいえる関係を構築するきっかけづくりが

狙いである。様々な福祉サービスがある現在では、一人の利用者が複数のサービスを利用して生活をしている。それぞれの事業所の職員同士が顔見知りになり、連携できることは、よりよい支援を届けることにつながっていくと考えられる。

(5) 参加者アンケートの分析

<参加者数>

春の新人研修 30名～38名程度

秋の新人研修 20名～24名程度

*途中参加や半日だけの参加、一コマだけの参加もあるので参加者数に幅がある。

<自由記述式のアンケートから>

キーワードを拾い出して分類

①対人援助とは？グループワーク

- ・「よかった」「楽しかった」「安心した」等…9個
- ・「もっと時間が欲しい」「もっとつながりを築きたい」等…2個
- ・「自己決定」「自己選択」「失敗する権利」「大切」等…22個
- ・(その人の視点に立つ)「難しい」等…2個
- ・「役に立ちました」「考えさせられた」「気をつけたい」「実践に生かしたい」…11個

②当事者の声を聞く

- ・「よかった」「すばらしい」「おもしろかった」「勉強になった」「貴重」等…13個
- ・「耳が痛い」「想像以上」「話を聞く」等…5個
- ・「事実がわかった」「自分本位を知れた」…2個

③当事者が感じる主観的な障害

- ・「知ることができた」「知れた」等…3個
- ・「振り返る」「刺激のある良い機会」「印象に残った」等…4個
- ・「すごい」等…3個
- ・「よかった」「うれしかった」「すばらしい」等…4個
- ・「大切」等…7個
- ・「自分の成長」「勉強すべきことが見えた」等…3個

(6) 当事者インタビューの分析

<グループインタビューから>

発表は、負担ではなかったか。

発表を通して、何を感じたか。

当事者にとってこのような機会はどんな意味があるか。

- ・「立場の逆転」という言葉。普段が、「指導される」立場にあることが透けて見える。
- ・違う障害だけど、同じこと。同じ経験だけど、違うこと。
- ・ステレオタイプの障害者像ではなく、【自分】を伝えたいということ。
- ・日常的には話せない。タブーがある。
- ・診断名でレッテルを張る職員の存在が当事者を悩ませる。
- ・当事者の話を普段ゆっくり聞けない。というのは、出会い方の違いからくる。

【結果・考察】

参加者のアンケートを分析すると、この研修を通して、「本人主体」の意味を感じ、「支援者」という自分の立場をみつめなおす気づきがあり、仕事に向かう姿勢に良い影響を与えていると考えられる。また、研修の中にグループワークを多く取り入れたことで、違う事業所の職員同士が顔見知りになり、価値観をすり合わせる機会になった。これは、圏域内同期という関係づくりだけではなく、圏域全体の支援の質の底上げにつながると考えられる。これは、当初のねらい通りであった。

研修講師をお願いした障害当事者のインタビューからは、当初の想定以外の良い効果が当事者にあったことがうかがえた。「違う障害の人同士が、お互いのことを語り合う中で、違うところや同じところを発見できたこと」またそのことを参加者に伝えたことで「多様性の理解の深まり」につながった。また、普段は触れることがほとんどない「支援者と当事者の関係」を、あえてテーマとして取り上げることで、双方が自分を振り返る機会になっている。

「参加者と当事者」「違う障害の当事者同士」「(普段の)支援者と当事者」。いくつもの関係がクロスオーバーする中で、「ひとりひとり違う」という個別性と、「違いはあれど、大切にすることは同じ」という普遍性という社会福祉実践の根幹をあぶりだす学び合いの場を生み出した。その結果、双方のエンパワメントを促進する場となった。

大津市障害者自立支援協議会人材育成部会

2018 年度開催状況

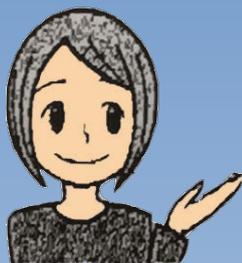
	日時	内容	対象
1	4/20	相談支援専門員の役割と制度理解	相談支援 初任者
2	4/27	インテークから計画作成まで GW	相談支援 初任者
3	5/24~25	合同新人研修 春 福祉サービスの基礎理解、対人援助に関するワーク、 障害当事者の声を聴く	圏域内 初任者
4	7/5	迷ってしまう“計画とサービス”の実施を一緒に考える	相談支援専門員 ヘルパー
5	7/26	地域福祉権利擁護事業を使う人の支援を一緒に考える	大津市社会福祉協議会権 利擁護グループ職員 相談支援専門員
6	8/17	相談支援専門員として、本人さんの自己実現を考える	相談支援専門員
7	10/19	高齢障害者の支援に関してケアマネ協との意見交換会	相談支援専門員・ケアマネ
8	10/31	てんかん発作に関する研修	誰でも
9	11/8	合同新人研修 秋 「当事者が感じる主観的な障害」	圏域内 初任者
10	12/21	相談支援専門員 スキルアップ研修会 事例検討	相談支援専門員
11	1/18	中堅さん！一緒に学ぼう！2018 「虐待防止」	中堅職員
12	1/25	おおつ障害児支援初任者研修 2018	障害児支援初任者
13	2/15	相談支援専門員 スキルアップ研修会 事例検討	相談支援専門員

<今後の予定>

14	2/27	相談援助で必要な生活保護の基礎を学ぶ	誰でも
15	3/1	相談支援専門員 スキルアップ研修会 事例検討	相談支援専門員
16	3/5	サービス管理責任者研修	サービス管理責任者

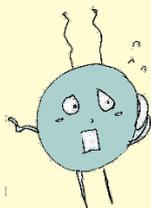
精神疾患を持つあなたへ 仲間が伝えたい 一歩踏み出すためのパンフレット

～大津市内のいろんなつながれる場所～



A：相談したいことがある

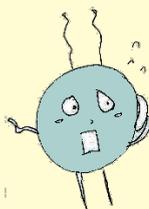
- ・話を聴いてもらいたい
- ・情報を知りたい
- ・他にもこんな相談がしたい



2～3 ページへ

B：暮らしの中で困ったら

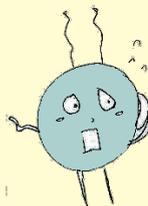
- ・障害者手帳とは
- ・医療費について
- ・家事ができない・出来るようになりたい
- ・お金に関する事
- ・就労したい



4～5 ページへ

C：集う場所

- ・友達が欲しい
- ・安心できる居場所が欲しい



6 ページへ

リスト・地図:6～7 ページ
自分のリスト:裏表紙

このパンフレットを手にとられたあなたへ

今このパンフレットを手にとられているあなたは、ひとりぼっちで長いトンネルの中にいたり、そこから抜け出したところかもしれません。
こころの病にどう向き合っていけばよいのか、
そしてそれに向き合うために、大津市にはどのような施設やサポートが具体的にあるのか、
まだ、これらにつながっておられない方が、一歩を踏み出すために、
当事者が中心になってこのパンフレットを作りました。
このパンフレットを通じて、あなたを助けてくれる場所・サポートしてくれる人等、
寄り添える支えを見出すことができれば幸いです。
ひとり暗闇の中にいるあなたに、希望の光が差し込むことを祈ります。

A 相談する

話を聞いてもらいたい

○辛くて苦しい・死にたい

・いのちの電話

0570-783-556 (毎日 10:00~22:00)

0120-783-556 (毎月10日 8:00~翌朝8:00)

・こころの電話

077-567-5560

(月~金 10:00~12:00・13:00~21:00)

・滋賀いのちの電話

077-553-7387 (金・土・日 10:00~22:00)

・京都いのちの電話

075-864-4343 (24時間対応)

○医療的アドバイスがほしい

・滋賀県精神科救急情報センター

077-566-1190 (平日: 18:30~21:30)

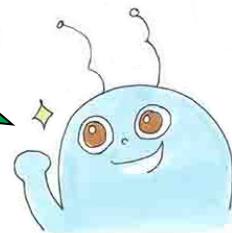
(休日: 9:30~12:00・13:00~17:00・18:30~21:30)

○障がいを持つ人が虐待を受けた時は

・大津市障害者虐待防止センター

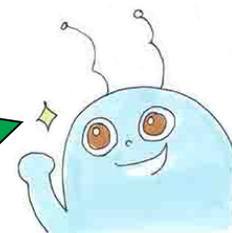
077-523-7188 (24時間・365日対応)

回線が混んでいて
繋がらない場合もあります
ので、注意してください。



仲間からの
メッセージ (情報)

看護師、精神保健福祉士が
対応してくれるので安心です。



周りの人から叩かれたり、
お金を取られたり、
暴言を吐かれたりしても、
相談できます。

情報が知りたい

○色々な相談に乗って欲しい：生活支援センター

・オアシスの郷 (JR湖西線 大津京駅徒歩5分)

077-510-5725 (9:30~16:00 木・日休み)

大津市桜野町 1-10-5

・やすらぎ (京阪石山坂本線 中ノ庄駅徒歩3分)

077-526-7802 (10:00~16:30 土日休み・第3日曜日除く)

大津市中庄 1-15-18

病気・生活・制度や
サービスなど、分からない事は
何でも相談できます。

精神保健福祉士が常駐し、
色々な相談に乗ってくれます。



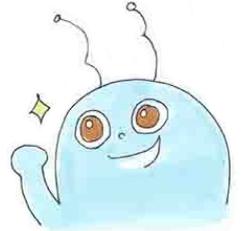
情報が知りたい

○精神疾患・精神障がいを持つ方が使える施設や制度・サービスが知りたい

・大津市役所 障害福祉課

自立支援医療や精神障害者保健福祉手帳（☞4ページ）などの各種制度の
手続き窓口です。また各種福祉施設や
サービスの案内もしています。
077-528-2745（平日 8:40～17:25）

大切な情報や手続きを
教えてもらえます。



○ピアカウンセリングを受けたい

・ピアサポート WISH ピア相談会

（生活支援センターやすらぎ内）
毎月第3火曜日 13:30～14:30 に実施
予約優先：077-526-7802
（10:00～16:30 土日休み
・第3日曜日除く）

当事者同士だから
話せる事もあるよ。
専門職より近い立場なので
話しやすいですよ。

ピアサポーターが
（研修を受けた当事者）
同じ悩みや苦しみを
共有します。



他にもこんな相談がしたい

○医療・健康に関する相談

・訪問看護サービス

決まった日時に看護師などが訪問し、
主治医と連携して、
健康や薬に関する相談ができます。
自立支援医療（☞4ページ）も使えます。
詳しくは生活支援センター・医療機関に
相談してください。

その日に話したくなかったら、
パスもできるよ。

・大津市保健所

精神保健・福祉・医療に関する相談や
訪問などもしてくれます。
浜大津4丁目1-1 明日都浜大津1F
077-522-6766（平日 8:40～17:25）

主治医に伝えづらい
ことも聞いてくれます。



・すこやか相談所

身近な地域にあり、保健師などが相談対応します。
和邇・堅田・坂本・浜大津・膳所・南郷・瀬田の
7カ所に設置されています。

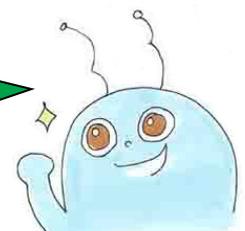
一部の事業所は
夜間でも電話対応
などしてくれるよ。

○消費生活上のトラブル

・大津市消費生活センター

買い物やサービスなど、消費生活全般に関する
苦情や問い合わせなどの相談に応じてくれます。
077-528-2662（平日 9:00～17:00）

買い物でのトラブルも
相談に乗ってくれます。



B 暮らす

障害者手帳とは

○サービスを受けたい

・精神障害者保健福祉手帳

国や自治体、民間が提供する各種福祉サービスが受けられます。

1級から3級まであり、等級によって受けられるサービスが異なる事があります。

有効期限は2年で更新できます。

ハローワークなどで障害者専用求人に応募できます。

窓口：大津市役所障害福祉課

077-528-2745（平日 8:40～17:25）

まず主治医に相談しましょう。
更新時期を自立支援医療（下記参照）に
合わせると、手続きが便利です。



医療費について

○医療費の支払いが困難

・自立支援医療

指定した精神科等・薬局への通院医療費・薬代が、原則1割負担になります。

有効期間は1年で更新できます。まず主治医に相談しましょう。

窓口：大津市役所障害福祉課

077-528-2745（平日 8:40～17:25）

・精神科通院医療費助成制度

精神障害者保健福祉手帳の1級か2級を持っていて、かつ自立支援医療を受給していると、自立支援医療の1割負担分も全額助成となり、自己負担なしで受診できます。

窓口：大津市役所保険年金課

077-528-2750（平日 8:40-17:25）

更新忘れに
注意してね



家事が出来ない・出来るようになりたい

○ヘルパーとは？

・ホームヘルプサービス

家に訪問してくれて、家事（掃除・洗濯・料理・買い物等）を手伝ってくれたり教えてくれたりします。

他にも、通院や交通・公共機関の利用等の援助、日常生活の相談や助言をしてくれたりします。

窓口：大津市役所障害福祉課

077-528-2745（平日 8:40～17:25）

直接、家に来てくれるので、
対人関係も重要になります。
自分に合ったヘルパーさんを
探しましょう。



お金に関する事

○生活が大変

・障害年金

障害基礎年金と障害厚生年金があります。
基礎年金は1～2級まであり、厚生年金は
1～3級と障害手当金（3級の下）があります。
まずは窓口で相談する必要があります。

電話窓口：ねんきんダイヤル 0570-05-1165

窓口：大津年金事務所 厚生年金適用調査課 077-521-1197

国民年金課 077-521-1197

（平日 8:30～17:15）

大津市役所保険年金課 077-528-2750（平日 8:40～17:25）

※市役所よりも年金事務所での相談が便利です。

※「現況届」というハガキや封筒は、忘れずに提出しましょう。

・生活保護

お金がなくて生活が苦しくなった場合に利用可能。

最低限度の生活をする上で必要なお金の給付を受ける事が出来ます。

窓口：大津市役所生活福祉課 077-528-2743（平日 8:40～17:25）

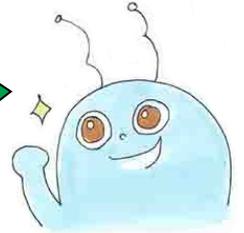
○お金の管理を頼みたい

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

毎日の暮らしの中で、福祉サービスの
利用手続きに不安があったり、
日常の金銭の出し入れに困ったり、
自分の財産管理や書類管理に自信が
ない場合に支援をしてくれます。

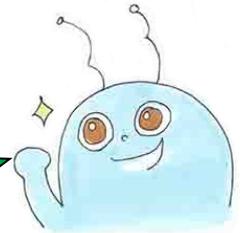
窓口：大津市社会福祉協議会 077-525-9316

最初の相談の時に多くの
事が決まってしまうので、
生活支援センターなどに
相談しましょう。



一人で行くより
支援者に行くことを
おすすめします。

収入や資産の状況に
よっては、生活保護が
受けられない場合も
あります。



お金の使い方が分から
ない人も、計画的な方法を
一緒に考えてくれます。

例えば、1週間ごとにお金を
受け取ることもできますよ。

就労したい

・おおつ働き・暮らし応援センター“Hatch（はっち）”

077-522-5142（平日 9:00～17:00）

大津市京町3丁目5-12 森田ビル5F

障がいのある人の「働く」こと・「暮らす」ことを
一体的にサポートする専門機関です。

本人・家族・企業からの相談に無料で応じてくれます。

仕事に関する相談はもちろん、仕事をする上で基本と
なる生活に関する相談にも応じてくれ、自立した生活を
するための支援をしてくれます。

混んでいて、相談予約が
なかなか取れない場合が
あります。



C 集う

友達が欲しい

- ・ サロン（生活支援センター オアシスの郷・やすらぎ内）
自由に過ごせるサロンです。日中の居場所として活用できます。
仲間同士でお喋りもできます。レクリエーション活動もあります。
まずは電話しましょう。
- ・ ピアサポート WISH（生活支援センター やすらぎ内）
ピアサポート（助け合い・支え合いの活動）に興味や関心のある方
コミュニケーション技術等の習得も出来ます。定例会があり、
豊富な情報を得る事が出来ます。まずは電話をしましょう。

連絡先

オアシスの郷：077-510-5725（9:30～16:00 木・日休み）

やすらぎ：077-526-7802（10:00～16:30 土日休み・第3日曜日除く）

- ・ 滋賀県大人の発達障害者の会 niwaniwa
2015年春、当事者数名が自助会づくりに向けて
話し合いを持ちました。
愛称を決めました。niwaniwa（ニワニワ）といいます。
誰もが安心してそこにいられる場所“庭”をイメージしました。
メール：niwaniwa.shiga@gmail.com

同じような悩みを持つ人
と交流でき、癒やしにも
繋がります。



悩み・苦しみを
わかち合えますよ。

当事者だけだからこそ、
遠慮せずに喋れますよ。



<医院・クリニック>

①びわこクリニック

真野1丁目12-23
077-573-4800

②山岡医院

坂本6丁目27-21
077-578-0145

③大津心療内科クリニック

大門通3-29
077-525-3188

④浜大津まつだ医院

浜大津3丁目10-3 ハイッ浜大津1F
077-525-0086

⑤辻メンタルクリニック

御幸町2-2
077-510-0567

⑥におの浜クリニック

におの浜2丁目2-6 コスモ大津101号
077-523-3757

⑦ときめき坂メンタルクリニック

馬場1丁目3-6
077-528-1556

⑧なかじまクリニック

西の庄5-25 アメニティ膳所203号
077-521-0701

⑨バイオメンタルクリニック

粟津町2-49 オプト石山ビル3F
077-531-0187

⑩いしやまクリニック

粟津町3-2 JR石山駅NKビル402号
077-537-2558

⑪おうみのくにクリニック

大萱1丁目18-34 中川ビル4F
077-544-3980

⑫湖南クリニック

大萱1丁目19-25 ロイヤルダイコマ2F
077-545-8530

大津市内の社会資源 MAP

<病院>

I 琵琶湖病院

坂本 1 丁目 8-5
077-578-2023

II 滋賀里病院

滋賀里 1 丁目 18-41
077-522-5426

III 大津赤十字病院 (外来のみ)

長等 1 丁目 1-35
077-522-4131

IV 大津市民病院 (外来のみ)

本宮 2 丁目 9-9
077-522-4607

V 瀬田川病院

玉野浦 4-21
077-543-1441

VI 滋賀医科大学医学部附属病院

瀬田月輪町
077-548-2111

<その他行政機関・各種支援機関>

A. 地域生活支援センター オアシスの郷

桜野町 1-10-5
077-510-5725

B. 大津市役所

御陵町 3-1
077-523-1234 (代表)

C. 明日都浜大津

浜大津 4 丁目 1-1

C-1. 大津市保健所 1F

077-522-6766

C-2. 消費生活センター 4F

077-528-2662

C-3. 障害者虐待防止センター 4F

077-566-1190

C-4. 社会福祉協議会 5F

077-525-9316

D. おおつ働き・暮らし応援センター

“Hatch (はっち)”

大津市京町 3 丁目 5-12 森田ビル 5F
077-522-5142 (平日 9:00~17:00)

E. 大津年金事務所

打出浜 13-5
077-523-2398 (代表)

F. 障害者相談・生活支援センター やすらぎ

中庄 1 丁目 15-18 クレストビル 2F
077-526-7802



大津市障害者自立支援協議会 精神福祉部会 パンフレット作成委員会
問い合わせ先: TEL 077(527)0486 FAX 077(527)0334
メール: sien@biwakogakuen.or.jp
(やまびこ総合支援センター内)
初版: 2019年5月?日

※困った時のためにつながれる場所の連絡先を書こう！

記入例

〇〇病院

077(×××)△△△△



発行日：2019年5月？日

発行後に制度・サービスなどが変わっている場合もあります。



自立支援協議会2019年度全体報告会

「住まいの場のこれから検討会」の報告と

「地域生活支援拠点」の整備に関して

住まいの場のこれから検討会 部会長 木村和弘

大津市障害者自立支援協議会事務局 松岡啓太

～ 大津市の「住まいの場」の状況 ～

・人口 342,088人 <平成30年4月1日現在>・療育手帳所持者数 2,930人
(18歳以上2090人／18歳以下835人)・大津市の施設入所者数 172人 (平成30年度)

(参考-療養介護入所者数 61人 いずれも平成30年現在)

大津市内の施設入所定員 ⇒ 50床 (現在51名が入所されている)⇒ 120人超が圏域外もしくは県外の入所施設で暮らされている状況。

～ 大津市の「住まい」の状況 ～

・全国平均に対する必要な入所機能を有する住まいの場は、
本来であれば ⇒ およそ540床が必要 ⇔ 単純に数だけの話です…

・ちなみに滋賀県の入所施設数（床数）は全国平均を100とした時に
⇒ およそ
65.0%

～ ある意味では、SSも含めて地域支援のサービスが機能している～

～ 一方で、明らかに住まいの場が不足している～

・大津市のグループホーム数

⇒ 37か所（細分化すると41か所／内、精神障害のある人を対象としたホーム2箇所）

160名を超える障がいのある人が生活されている。

～住まいの場に関する資源整備の状況～

○2018年度整備

- ・ノエル福祉会：新設ホームを整備
- ・オールスマイル株式会社：グループホーム「るみえ」の定員を8人から16人に増設

○2019年度

- ・障害児協会：重心対応のホーム「ぽのハウス」を整備

○2020年度

- ・ノエル福祉会が大石にグループホームを整備

○2021年度以降

- ・しが夢翔会がステップ広場ガル敷地内にグループホームの整備を検討
- ・おおつ福祉会がむくの木と栗津ホームの移転を検討

～ 住まいの場の確保の課題 ～

・ **ロングSSの課題**

大津市内のショートステイ事業所において、結果的に年単位での長期ショートステイ利用者が増加傾向。在宅生活を支える意味でのショートステイ機能の果たすべき役割は大きいキャパシティーの限界とミドルステイなどの本人支援を目的とした機能が必要。

⇒ **県外施設への入所が続いている**

児童施設からの年齢超過者の受け入れがむづかしい状況（やむを得ない県外施設への入所）

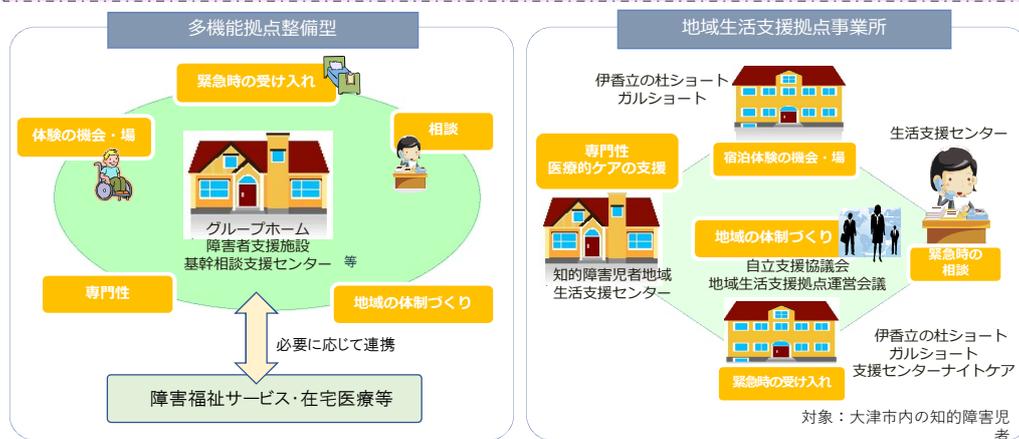
地域支援のサービスを組み合わせながら、生活が何とか維持されている利用者。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



「地域生活支援拠点」 資源整備に向けて①

・「地域生活支援拠点」の整備に向けての議論

・地域支援センター

⇒ 滋賀県の場合、各圏域において、地域支援センター（大津の場合は、やまびこ総合支援センター）が整備されており、また相談支援体系及びサービス調整会議を中心として、各法人、各事業間のネットワークの中で、標準的な体系が整備されている状況。また基幹相談センターについても、その議論が計画になりつつある状況。⇒ 国のモデルでいう「地域生活支援拠点」面的整備型については、大津の場合、すでに形ができてい
部分が大きい。

・「住まいの場の検討会」では

⇒ 基本的には重度の知的障害のある方を対象とした多機能拠点の整備を想定して議論。（中心となる住まいの場所＝重装備されたGH）を中心として、地域支援体系にあるサービスを複合的に提供していくことのできる「多機能重装備型」の資源の創設が必要。

「地域生活支援拠点」 資源整備に向けて②

・中心的な利用者の対象像

（Ⅰ）知的重度・自閉症（行動障害を呈する利用者像含）の利用者像。

入所機能（専門性とノウハウ）をより細分化して地域へ+自閉症者支援の地域の

中心的な機能として ⇒ 中心的な住まいの場+サテライトを支える機能。

* 専門性の確保/ショート（ミドル）ステイ/環境調整/権利擁護（虐待防止）

（Ⅱ）高齢になられ、かつ障害分野における支援が中心的に必要な利用者像。

地域包括との連携（今後の制度の見直し、変遷を見ながら、具体的には介護保険との統合の部分を視野に入れておく必要がある。）

* 医療の確保/地域医療との連携/権利擁護（虐待防止）

（Ⅲ）重症心身障害のある利用者像。

医療ケアも含めてより濃厚な支援が必要な利用者。（現在、議論の途中）

住まいの場のこれから検討会で議論されていた課題

課題1 : 人材（支援者）の確保と人材の育成について

課題2 : 資源整備のための土地、財源（建設、運営の補助）の確保について

課題3 : 地域のニーズの集約に基づく利用調整と計画的な実行について ⇒ 福祉計画における具体化

課題4 ～これから、実際、どのように建てていくのか～
施設の役割は？家族の役割は？行政の役割？は何か

～住まいの場の検討の今後に関して～

- ・住まいの場の検討会は一旦終了して、多機能型の拠点整備及び重度の方の住まいの場の整備の検討は、今後は北部ネット及び南部これから検討会で継続して議論。
- ・今年度秋から大津市知的障害児者地域生活支援拠点事業体制をやまびこ総合支援センター内生活支援センターとしが夢翔会とおおつ福祉会の3事業所が連携して面的整備での体制を整えて開始する方向。
- ・それに伴い、協議会内に知的障害児者地域生活支援拠点事業運営委員会を立ち上げて、関係機関が集まり面的整備の運営状況の確認や体制整備等に関して議論をする予定。

地域生活支援拠点等の機能強化

○ 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。

○ 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域
平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域
(全国：1,718市町村、352圏域)

【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
 - ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回を限度）等

【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
 - ・ 緊急短期入所受入加算（1） 120単位/日 → 180単位/日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
 - ・ 体験利用支援加算 300単位/日 → 500単位/日（初日から5日目まで）
+50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
 - ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位/日（体制加算） 等

【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
 - ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月（月1回限度）

地域生活支援拠点等

【相談】 【体験の機会】

【地域の体制づくり】

【専門性】 【緊急時受入れ】

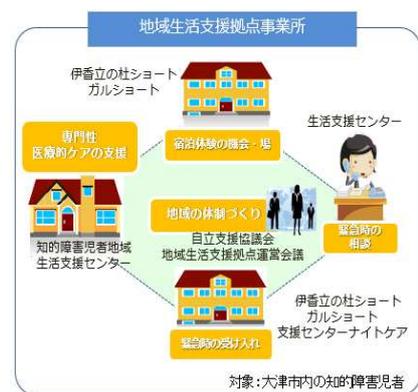
17

知的障害児者地域生活支援拠点の整備

大津市では地域生活支援拠点の事業所として、生活支援センター、ステップ広場ガル、伊香立の杜の3つの事業所を2019年秋から位置づけることを予定しています。

事業所	役割と支援内容
生活支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートを行います。 ・ ナイトケア事業にて介護者の急病等の緊急時支援を行います。
ステップ広場ガル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアの必要な方の支援を行います。 ・ ショートステイにて介護者の急病等の緊急時の受け入れを行います。
伊香立の杜	

・ 地域生活支援拠点の事業所という指定を受けることで、ステップ広場ガルと伊香立の杜は緊急利用が必要な方がいた場合に定員を超えても空いている部屋があれば受け入れが可能となります。



「重心及び医療的ケア児支援協議会」 の取り組みに関する説明

井上 匡美 氏

(重心部会代表・知的障害児者地域生活支援センター所長)

重症心身障害児(者)

厚生労働省資料

重症心身障害児(者)

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児、さらに18歳以上の人も含めて「**重症心身障害児(者)**」という。

医学的診断名ではなく、児童福祉法上の定義である。国において、判断基準は明示していないが、現在では、いわゆる「**大島分類**」で判定するのが一般的である。

大島分類表

21	22	23	24	25
20	13	14	15	16
19	12	7	8	9
18	11	6	3	4
17	10	5	2	1
走れる	歩ける	歩行障害	すわれる	寝たきり

(10)
80
70
60
35
20
0

- 1 1~4の範囲に入るものが重症心身障害児(者)
- 2 5~9は重症心身障害児の定義には当てはまりにくいですが、
 - ① 絶えず医学的管理下に置くべきもの
 - ② 障害の状態が進行的と思われるもの
 - ③ 合併症のあるものが多く、「周辺児」と呼ばれている。

※元東京都立府中療育センター院長大島一良博士により考案された判定方法

医療的ケア児

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと。
- 「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」
(児童福祉法第五十六条の六第二項)
- 全国の医療的ケア児は約1.7万人〈推計〉 [平成28年厚生労働科学研究田村班中間報告]

重症心身障害と医療的ケアの相違

	医療依存度	肢体不自由	知的障害
重症心身障害(重心)	医療依存度が高い者と低い者が混在(医療依存度は条件ではない)	重度の肢体不自由であることが条件	重度の知的障害であることが条件
医療的ケア(高度医療依存)	例外なく医療依存度が極めて高い	肢体不自由であるとは限らない(内部機能障害などの者も)	重度の知的障害であるとは限らない(知的障害は軽度またはない者も)

厚生労働省資料

大津市内の重症心身障害児者及び医療的ケア児の数

- 大津市内重症心身児者数170人（2018年4月1日）
→うち在宅:104人、入所：66人
- 就学前で重心及び医療的ケアを必要とする児童 46人
（2018年7月時点）
→うち医療的ケアの必要な方30人
- 大津市の医療的ケア児 78人（2015年12月小児学会調査）

医療ケア児の支援の課題 就学前

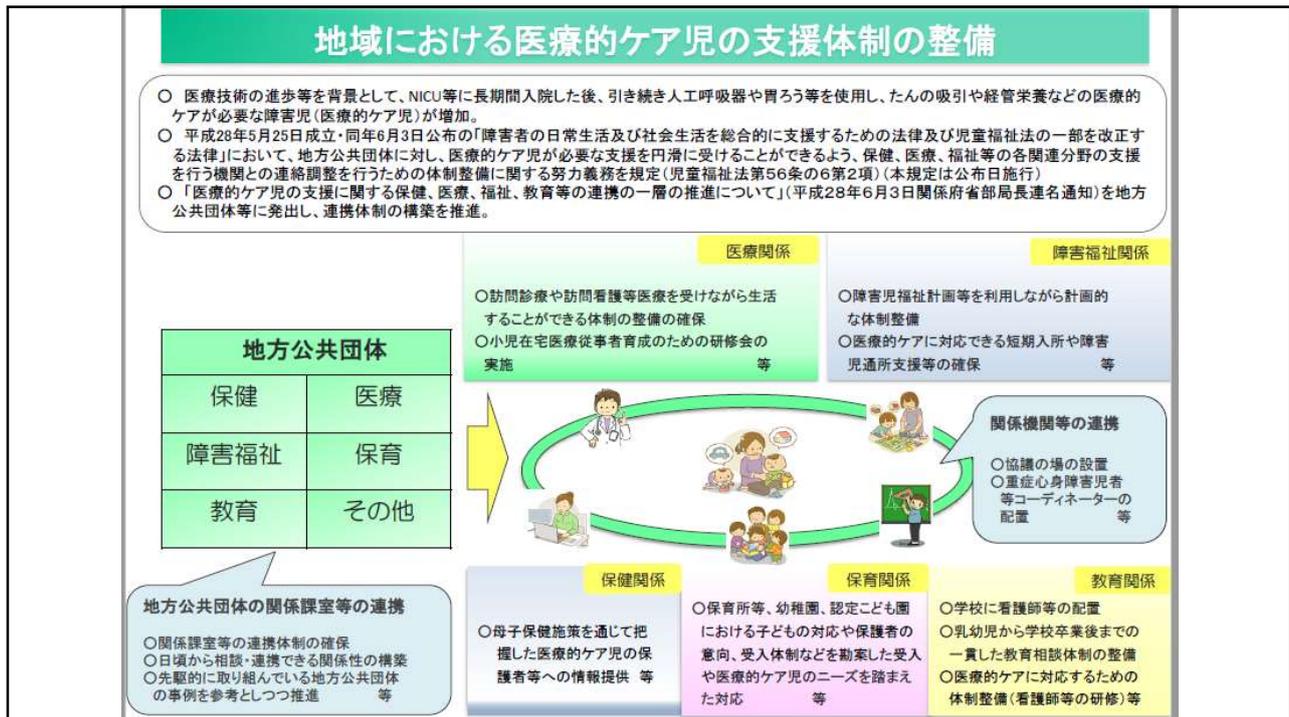
- 地域における医療機関の不足。
- レスパイトケアのできる場所の不足。
- 東部の児童発達支援で重心児を受け入れられていない。
- 在宅で生活で利用できる障害福祉サービスの不足。
- 入浴支援
- 緊急時の対応
- 災害時の避難

医療ケア児の支援の課題 学齢期

- ①通学支援：医療的ケアが必要になるとスクールバスに乗れず、家族が通学の支援をする必要がある。
- ②放課後支援：医療的ケアが必要な方が利用できる放課後支援の施設は市内に1か所のみしかなく、利用したくてもなかなかできない。
- ③入浴支援：週3回の訪問入浴を利用している方が多いが、必要な回数入浴できる機会が欲しい。また、自宅以外の場所での入浴できる選択肢も欲しい。
- ④ヘルプの利用：大津市の場合、喀痰吸引できるヘルパーのいるヘルプ事業所が少ない。移動支援や通院等介助も利用したいが、医療的ケアがあるとほとんど利用できない。家族が用事がある時にヘルプを希望する時はやまびこ支援センター内の生活支援センターにおける看護師によるヘルパーしか選択肢がない。
- ⑤進路先の確保：利用できる生活介護事業所が少ない。また、乳幼児部会においても医療的ケア・重症児の療育の受け皿体制整備と併せて、家族のレスパイト、保護者のつながり、兄弟への支援等の課題も上がっている。

おおつ障害者プラン

- 次期おおつ障害者プランにおいても重点施策として、「医療的ケア児への支援の充実」及び「医療と福祉の綿密な連携による在宅医療の充実」が挙げられており、関係機関の連携と支援体制の充実が謳われている。
- 「障害福祉サービスと看護サービス、医療サービスといった支援の充実をはじめ、療育・保育・教育を含めて一体的に提供できる仕組みづくりを進めます。」
- 「障害者自立支援協議会重心部会を中心に医療機関や訪問看護ステーション、サービス提供事業所などと連携を図り、在宅医療の支援体制の充実を図ります。」



「重心及び医療的ケア児支援協議会」

- 今年度から「重心部会」の名称を「重心及び医療的ケア児支援協議会」に変更する。大津市において医療機関と福祉機関の連携の充実を図り、医療的ケアの必要な方が地域で安定して暮らすための構築を図るために、重心部会において、福祉と医療の連携を図るための共有と協議の場として運営を行う。
- 毎回すべての関係者が集まり協議となると広範囲になり議論が深まらず、参加者の発言もしにくくなる。そこで全体会といくつかのテーマに分けた分科会と分けて開催を行う予定。
- 今年度に市内の医療的ケア児等及び支援機関に対してアンケートを実施する予定。

2019年度重心及び医療的ケア児支援協議会に関して

1. 次年度の運営に関して

次期おおつ障害者プランにおいても重点施策として、「医療的ケア児への支援の充実」及び「医療と福祉の綿密な連携による在宅医療の充実」が挙げられており、関係機関の連携と支援体制の充実が謳われている。

「障害福祉サービスと看護サービス、医療サービスといった支援の充実をはじめ、療育・保育・教育を含めて一体的に提供できる仕組みづくりを進めます。」

「障害者自立支援協議会重心部会を中心に医療機関や訪問看護ステーション、サービス提供事業所などと連携を図り、在宅医療の支援体制の充実を図ります。」

そこで大津市において医療機関と福祉機関の連携の充実を図り、医療的ケアの必要な方が地域で安定して暮らすための構築を図るために、重心部会において、福祉と医療の連携を図るための共有と協議の場として運営を行う。

2. 名称に関して

- ・今年度からの「重心部会」の名称を「重心及び医療的ケア児支援協議会」に変更する。

3. 会議開催に関して

・重心及び医療的ケア児者のネットワーク構築に向けて、福祉、医療、教育等の関係機関が集まり協議を行うことになるが、毎回すべての関係者が集まり協議となると広範囲になり議論が深まらず、参加者の発言もしにくくなる。そこで全体会といくつかのテーマに分けた分科会と分けて開催を行う。

- ・乳幼児部会で検討されている医療的ケア児の議論も集約して検討していく。
- ・部会長と副部会長と立てて、各会の運営を分担して行う。

4. 参加者に関して

・部会の参加者に関して、現在の参加者と併せて、医療的ケア児者に携わる相談支援事業所、滋賀医大や大津赤十字病院の在宅移行に関わるMSWや看護師、参加希望される訪問看護事業所、ヘルプ事業所や放課後等デイサービスの事業所や医師等にも参加を呼び掛ける

5. 医療的ケア児者の実態を関係者や市民の伝えるための公開研修会の開催

・目的：医療的ケア児者のアンケート実施を踏まえて、大津市における医療的ケア児者の実態と支援課題に関して共有を行う場を設定する。

- ・時期：2019年秋以降
- ・場所：未定
- ・対象者：医療的ケア児者の支援に関わる人たち、当事者と家族、関心のある市民等
- ・内容 2時間半を予定。

- ①医療的ケア児者の支援に関する基調講演
- ②大津市の医療的ケア児者の支援課題の共有：アンケート結果の報告
- ③医療的ケア児者の大津圏域における支援に関してシンポジウム
登壇者：相談、教育、児童福祉、生活介護、訪問看護、当事者

大津市障害者自立支援協議会

	内容	回数	参加者
全体会	各検討部会の意見集約と課題解決の検討、アンケート及び施策状況の共有	年 3 回 5 月 10 月 3 月	各ワーキングの参加者
医療との連携及び在宅移行検討会	在宅移行の課題に関して検討	年 3 回 7 月 11 月 1 月	健康推進課 訪問看護ステーション 医師 生活支援センター びわこ学園草津 滋賀県重心ケアマネ 障害福祉課 相談支援事業所 やまびこ園教室 病院関係者
進路調整検討会	進路調整と重心の生活介護の運営に関して検討	年 2 回 9 月 12 月	さくらはうす ピアーズ 共生シンフォニー 北大津養護進路担当 草津養護進路担当 デイセンター楓 デイセンターすみれ 障害福祉課 重心ケアマネ
障害福祉サービスに関する検討会	入浴支援やレスパイトケアを中心とした福祉サービスでの支援の在り方等に関する検討	年 3 回 6 月 8 月 2 月	相談支援事業所 ひまわりはうす びわこ学園草津 障害福祉課 放課後等デイサービス ヘルプ事業所 デイセンターすみれ 障害児協会 重心ケアマネ
(乳幼児部会)	就学前の医療的ケア児の実態把握と課題整理		

平成 30 年度大津市障害者自立支援協議会活動報告

1. 定例会議及び運営委員会活動報告

定例会議・全体報告会（全 6 回）

①5月18日開催。大津市障害福祉課より平成30年度の障害福祉予算及び大津市障害者プラン策定の説明、今年度の相談支援の体制整備及び地域生活支援拠点整備に関する説明、知的障害児者地域生活支援センターを中心とした大津圏域における体制整備検討会、障害者差別解消に向けた取り組みの報告（仮称）大津市手話言語条例制定に向けた取り組みの報告、大津ならではの就労移行支援の取り組みに関する報告、大規模災害時の対応に関するプロジェクト会議の中間報告、高齢障害者プロジェクト会議の取り組みに関して報告

②7月20日開催。定例会委員の自己紹介及び部会活動報告、大津ならではの就労移行支援に関する提言、ミニ手話講座、放課後支援部会及び学齢期プロジェクトの今後の取り組み、移動支援プロジェクトの立ち上げの報告、新人研修の開催報告と人材育成に関して意見交換、滋賀県差別解消条例の進捗状況に関して報告、防災プロジェクトより大規模アンケートの実施に関する案内を行う。

③9月21日開催。大津市手話言語条例の進捗状況、津久井やまゆり園の事件から2年を振り返りその後グループワーク実施、各部会等からの提言書作成の報告を行う。

④11月16日開催。精神障害の方の支援に関するミニ講座、協議会上半期の活動報告、高齢障害者の支援に関して意見交換会の報告、大津圏域における就労定着支援の利用に関しての報告、新人研修2回目に関する報告、関係機関よりの報告と意見交換を行う。

⑤1月16日開催。手話言語条例制定に関する報告、大規模災害時の対応に関するプロジェクト会議の中間報告と意見交換を行う。

⑥3月15日開催。次年度の障害福祉課の予算案、大津市障害者虐待防止センター活動報告、大津市発達障害者支援センターかほん活動報告、移動支援プロジェクトの報告、学齢期プロジェクトの報告、北部ネットワーク協議会におけるシンポジウム開催の説明重心部会の次年度の取り組みに関する説明、基幹相談支援センターの整備に関する説明、協議会より報告を行う。

運営委員会（全 12 回）

各部会から抽出された課題について運営委員会に報告し、その整理と重点的に取り組む課題について協議を行った。運営委員会の開催にあたり調整と課題のまとめを行った。平成30年度は下記の通り開催し、それぞれ委員17人が参加した。

4月4日、5月2日、6月6日、7月4日、8月1日、9月5日、10月3日、11月7日

12月5日、1月9日、2月6日、3月6日

2. 平成 30 年度 部会報告

大津市障害者自立支援協議会活動報告

1. 部会報告

① 大津市ヘルプ事業所協議会

部会長：寺田俊介（ヘルパーステーションかがやき）

部会概要	<ul style="list-style-type: none"> ・大津市内でサービスを提供している居宅介護事業所が参加。自立支援協議会ができる前から、制度改善とヘルパーのスキルアップを目的として自主的に活動。 ・大津市内の事業所の現状と課題を共有 ・移動支援の事業所の経営の安定と新規参入を促すための単価の見直し等の提言を毎年行っている。
参加者	・大津市内をサービス提供地域とする居宅介護事業所（常時 15 事業所程度が参加）
資源状況	<p>*大津市内の事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 64 箇所・重度訪問介護 57 箇所・行動援護 12 箇所・同行援護 28 箇所 ・78 箇所（登録事業所）・46 箇所(大津市内)・36 箇所（車両送迎可）
開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ・5月15日、7月3日、9月18日：大津市障害福祉課を交えて、移動支援の請求方法及び移動支援の今後の在り方に関して意見交換を行う。 ・11月20日：1月に開催予定の指導監査課を招いた学習会で質問、協議したいことの意見交換をする。 ・1月15日：福祉指導監査課を招き、居宅介護計画の作成及び外需仕の身体介護の取り扱い、そして移動支援の利用等の在り方に関して意見交換をする。 ・3月12日：移動支援の運用に関する意見交換と次年度のヘルプ事業所協議会の在り方に関して検討を行う。
課題など	<ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護や行動援護の支援を実際に提供してくれる事業所が不足している。特に夜間や早朝にサービスを提供できる事業所が少ない。 ・車両送迎の可能な事業所の数が少ない。特に車椅子の方が利用できる事業所が少ない。 ・大規模災害時のヘルプ事業所での対応マニュアルの作成 ・移動支援における夜間早朝加算、緊急時加算、特別地域加算の制度化

② 放課後等支援部会

部会長：上坂健（放課後等デイサービスフレンズ）

部会概要	<ul style="list-style-type: none"> ・大津市でサービスを提供している放課後等デイサービス、日中一時支援事業所が参加。 ・事業所同士の近況報告および制度や支援方法等に関する情報交換会や研修会を開催。 ・「支援の質の向上」を目指して以下のことを大切にして取り組む ・(1)学校との連携 ・(2)地域全体の課題の中での自分たちの役割 ・(3)人材育成のための研修（事例検討、交流研修会） ・(4)家族とのコミュニケーション、家族支援
参加者	・大津市をサービス提供地域とする日中一時支援事業所及び放課後等デイサービス事業

	所
資源状況	・放課後等デイサービス：27 か所、日中一時支援事業所：25 か所
開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ・5月29日ピカジップ事例検討（1事例）と相談支援からみた大津の放課後の課題の共有 ・7月13日：相談員との合同研修会ともしあがったあそび大発表 ・9月28日：苦情から見える放課後支援の課題とあり方の ・11月9日：ピカジップ事例検討、学齢期プロジェクトの報告 ・1月18日：学齢期プロジェクトより2事例報告、その後意見交換を行う。 ・3月1日：今年度の振り返りと、来年度にしたいことの意見交換を行う。
課題など	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス及び日中一時支援の質の向上 ・成人の方の平日や週末の過ごしを受け止める日中一時支援事業所が少ない。 ・医療ケアのある重心や行動障害を呈する形を受け止められる事業所が限られている。 ・地域の学校と障害福祉との連携強化。

③ グループホーム管理者会議

部会長：神領美和（ノエル福祉会ホーム担当）

部会概要	<ul style="list-style-type: none"> ・2か月に1回、奇数月の第2木曜日に開催 ・市内のグループホーム事業所の責任者が参加 ・以下のことを議論する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業所間の情報共有 ② 入居者支援に対する職員の課題 ③ ホーム運営についての課題（消防法など）
参加者	ノエル福祉会、しが夢翔会、ケアホームともる、美輪湖の家大津、おおつ福祉会、みどり園、伊香立の杜、滋賀里病院、夢の木、ステップハウスおりーぶ NPO 法人みらい、障害福祉課
資源状況	・グループホーム：44 か所
開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ・5月10日、7月12日：グループホーム（鎮守の郷、山百合ホーム）見学後、各事業所の意見交換、防災に関する意見交換を行う。 ・9月12日は防災に関する検討を行う。 ・10月19日：キーパーを対象に災害時の対応に関する研修会を実施。 ・11月8日：各事業所の状況の意見交換を実施。 ・1月10日：ノエル福祉会わかばの見学と各ホームの現状と課題の共有を行う。 ・3月14日：各事業所の状況の意見交換を実施。
課題など	<ul style="list-style-type: none"> ・新規でのホーム開所が困難。課題としては土地や物件の確保、消防法の改正による自動火災報知機やスプリンクラーの設置義務、支援者の確保と育成。 ・利用者の高齢化に伴う、医療面の対応や日中支援の対応に関して、小規模な職員集団の中で関係機関と連携しながら、どう支援していくか？ ・支援者の高齢化に伴う新たな支援者の確保と育成の課題。小集団かつ一人職場に近い環境で、支援者の支援の統一や虐待防止及び権利侵害防止に向けた取り組み

	<p>をどう行っていくか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現存のホームが建築法の関係で、建て替えか転居が求められている。
--	--

④ 住まいの場のこれから検討会

部会長：木村和弘（しが夢翔会）

部会概要	<ul style="list-style-type: none"> ・2か月に1回程度開催 ・地域生活支援拠点事業の整備に関して協議を行う。
参加者	<p>ステップ広場ガル☆、ノエル福祉会、ケアホームともる、伊香立の杜ケアホーム、デイセンター楓、障害児協会、近江学園、大津市発達障害者支援センターかほん障害福祉課、大津市障害者と支える人の会、デイセンター楓及びすみれの保護者会</p>
資源状況	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害の方の場合、市内にステップ広場ガルまたは伊香立の杜しか選択肢がないため、一定24時間同一施設での支援が必要な場合、市外や県外の施設に入所される方が多い。 ・おおつ福祉会が伊香立の杜の入居者の移行先として整備を予定していた山百合ホームが4月に定員8人で開所。 ・ノエル福祉会が重度の方も受け入れ可能な新築ホームを整備予定 ・障害児協会が大津市東部に生活介護と併せて重心の方も受け入れ可能なホームの整備を平成31年4月を目標に計画。 ・しが夢翔会がステップ広場ガルの敷地内にホームを将来的に整備することを目標に検討しており、現在、県や市と協議を行っている。 ・デイセンター楓、すみれの保護者の方が中心となりデイセンター楓の隣の敷地に重心の方を対象にしたホームとショートを整備を要望している。
開催状況	<p>6月15日：地域生活拠点事業、ノエル福祉会ご家族との意見交換を行う。</p> <p>12月21日：明石市の施設見学の報告しその後意見交換、地域生活拠点に関する検討をする。</p> <p>2月15日：地域生活支援拠点の整備及び重度の方のホーム整備の在り方に関して意見交換を行う。</p>
課題など	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域生活支援拠点施設」の整備をどう進めていくか。 ・部会では3つの重装備型のホームの整備を提言。重度の知的障害及び自閉症・行動障害を呈する利用者タイプ、2つめは重症心身障害のある利用者タイプ、3つめは高齢障害者タイプ。

⑤ ショートステイ連絡会

部会長：柴田雄一（伊香立の杜ショートステイ）

部会概要	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月第2水曜日の午前に場所は持ち回りで開催 ・事業所間での情報共有を行う。
参加者	<p>むくの木・ステップ広場ガル・伊香立の杜ショートステイ・びわこ学園医療福祉センター草津・びわこ学園医療福祉センター野洲・湖南タウンホーム・蛍の里・歩歩</p>
資源状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市内4ヶ所 ・中学生以上の知的障害を主に対象にしている事業所しかない。そのため、児童は近

	江学園を利用。身障や精神の方が利用できるショートステイは市内にはなく、他圏域のショートを利用。
開催状況	4月11日、5月9日、6月13日、7月11日、8月8日、9月12日、10月17日、11月21日、2月13日、3月13日：各事業所の状況報告、課題等を検討する。
課題など	<ul style="list-style-type: none"> ・利用人数や契約者が増加してきている。計画相談によるニーズの掘り起こしによって増えてきている？利用を受けきれない状況になっている。 ・むくの木に移転が必要だが、物件が見つからない状況。 ・家族状況がかなり厳しい状況の方の利用が増えてきている。利用者も親とも高齢なケースも多く、ショートだけでなく将来の住まいの場の確保の検討が必要。 ・常時マンツーマン対応が必要な方のショートステイでの連泊での受け止めが単独の事業所だけでは人員体制的に困難。 ・長期に短期入所を利用されている方が増えてきている。入所、グループホームへの移行をどうしていくかが課題

⑥ 就労支援部会

部会長：白杉滋朗（おおつ働き暮らし応援センター）

部会概要	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、第4木曜日の午前に開催 ① 各就労支援の事業所より一押しメンバーを選出して一般就労に向けたアセスメントや計画を作成して取り組みを行う。 ② 就労支援に関する関係機関からの情報提供を兼ねた学習会の開催 ③ 大津ならではの就労支援3箇所目の設置
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・おおつ働き暮らし応援センター☆、障害福祉課、北大津養護学校、草津養護学校、滋賀大附属特別支援学校・大津市内就労移行支援事業所、大津市内就労継続支援事業所、大津ならではの就労支援の事業所（スコラ・くれおカレッジ・きずな）、大津市中小企業家同友会、大津市ハローワーク、大津若者サポートセンター
資源状況	<ul style="list-style-type: none"> ・おおつ働き暮らし応援センター・生活訓練：8箇所・就労移行支援：11か所 ・社会的事業所：4か所・就労継続支援A型：5か所・就労継続支援B型：28か所
開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ・4月26日、ハローワークより、国の動きの報告、意見交換、 ・6月28日、就労における合理的配慮、定着支援についての意見交換を行う。 ・7月26日：前半は、クオケアの一押しケース、後半は湖北働き暮らし応援センターの担当者の方を招いて湖北の就労部会の現状の講義を受ける。その後意見交換を行う。 ・9月27日：就労定着支援事業に関する意見交換会を行う。 ・10月24日：大津ならではの就労移行支援事業を利用して一般就労になった方の実践報告を行う。 ・11月21日：イオンスタイル大津京を見学。一般就労の支援の在り方に関して意見交換を行う。 ・1月24日：ジョブスタイルしがにて就労支援部会を開催。12団体参加。職業準備支援・定着支援、リワーク支援を実施する職業評価の説明会とプログラムの体験を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・2月28日：ジョブスタイルしが武内様を講師にお招きし職業準備支援・定着支援、ジョブコーチのあり方に関する研修を行う。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援事業所から一般就労への移行の促進。 ・就労継続支援B型の事業所は増えているが、送迎等の支援がないためにニーズとマッチングしていないところもある。 ・就労移行支援事業所の活用 ・大津市内での一般就労するための職場の開拓

⑦ 日中支援部会

部会長：西田幸夫（さくらはうす）

部会概要	<ul style="list-style-type: none"> ・2ヶ月に1回開催。偶数月の第3月曜日の16:00～ ・以下の課題を検討 <ol style="list-style-type: none"> ① 生活介護事業所の課題の共有 ② 進路状況と決定プロセスの共有 ③ 事業所移行の取り組みの共有 ④ 今後の特別支援学校の卒業生で生活介護の利用が予測される方の人数をリスト化。生活介護の今後の整備の検討材料にする。
参加者	<p>さくらはうす・デイセンターすみれ・木輝・デイセンター楓・ぽかぽか・夢創舎・唐崎やよい作業所・瑞穂・愛育苑・まちかどプロジェクト・社会就労センターあおぞら・ノエルしごとの家・ピアーズ・おおぎの里・ぽかぽか・すまいる・三雲養護学校・北大津養護学校・草津養護学校・滋賀大附属特別支援学校・障害福祉課 大津市発達障害者支援センターかほん、びわこ学園重心ケアマネ</p>
資源状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の生活介護事業所21か所 ・2020年を目指して共生シンフォニーが重心の方を対象にした生活介護の整備を検討。
開催状況	<p>4月23日：各事業所の意見交換</p> <p>6月26日：おおつ働き暮らし応援センター西川様を講師にお招きし、意思決定支援についての講義、グループワークを行う。</p> <p>8月27日：日中支援部会を開催。防災プロジェクトの代表の風呂井氏を講師に迎え、防災に関する講義を聞き、各事業所の防災対策に関して意見交換を行う。</p> <p>10月22日：区分3、4の困難ケースの検討、交換実習の意見交換をする。</p> <p>12月17日：11月から12月上旬にかけて、交換実習を実施し、報告会を実施する。各事業所の報告する。</p> <p>2月25日：生活介護施設の現状と特別支援学校の卒業生の進路状況の共有及び次年度の部会運営に関する意見交換を行う。</p>
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・これから6年間で新卒の方で生活介護の希望者が約100人近くいる。特に大津市北部と中部の重度知的及び行動障害を呈する方、及び南部の重心の方の進路先の確保が大きな課題になっている。 ・利用者の高齢化に伴う、就労支援事業所からの移行のニーズも今後増えることが予

	測される。 ・新卒以外の生活介護の利用希望ニーズ（施設間移行や施設併用利用も含めて）の把握と事業所利用の調整
--	---

⑧ 地域移行部会

部会長：種村直典（オアシスの郷・やすらぎ統括施設長）

部会概要等	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害のある方の病院からの退院等の地域移行がなかなか進まないという意見が上がり、大津市内の障害のある方の地域移行及び地域定着を円滑に進めるためのネットワークおよびシステムの構築を検討するための地域移行支援部会を立ち上げる。 ・居住確保のための居住支援協議会の市単独の設置及び単身生活をするにあたってのフォロー体制の整備に関して検討を行う。 ・精神の方の居住確保が実現されるための大津市での居住支援協議会の設置を最終目標に検討をしていく。そのために、進捗状況を確認する会議を年2回程度して、後は参加委員を絞って、少人数で居住支援のための協議会の設置に向けて議論の中身を深めていく。
参加者	<p>①居住支援の協議に関するメンバー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オアシスの郷、鳩の会、県住宅課、障害福祉課、障害者差別のない大津をめざす会 <p>②地域移行の協議に関するメンバー</p> <p>大津保健所、障害福祉課精神医療福祉支援センター、働き暮らし応援センター、滋賀里病院、精神の方が主に利用する大津市内の通所施設、大津市社会福祉協議会、</p>
開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ・6月22日：精神にも対応した地域包括ケアシステムの在り方に関して意見交換を行う。 ・9月4日：精神にも対応した地域包括ケアシステムの在り方に関して意見交換を行う。 ・11月2日：病院に長期入院されている当事者の方を招いて地域移行に関する事例検討会を開催。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいの場の確保に向けた、不動産業界や地域への啓発活動 ・地域移行に向けた体制整備。単身生活をしている方への支援体制の確保。訪問看護との連携や自立生活援助の活用の検討。

⑨ 精神福祉部会

部会長：杉山更紗（やすらぎ）

部会概要	<ul style="list-style-type: none"> ・2ヶ月に1回、偶数月の第4金曜日の午後開催 ・部会の活性化のために事務局会議を設定。事務局は部会長、保健所、障害福祉課、ほわいとクラブ、オアシスの郷、訪問看護ステーションひまり、事務局の6名。 ・今年度は以下の2つの課題を重点的に検討。 <p>① 精神障害の方を取り巻く地域の課題を共有と資源整備に向けた提言の作成</p> <p>② 精神の方の利用できるサービスや支援に関して本人や家族にとって分かりやす</p>
------	---

	いパンフレットを当事者中止に作成。今年中の完成を目指す。 ③ 保健所主催の中核的人材育成のプロジェクトへの協力。
参加者	ほわいとクラブ・リーボンスイッチ・ぽっとらっく・若鮎の家・蓬萊の家・夢の木・ぴあ☆らぼ・訪問看護ステーションひまり・琵琶湖病院・滋賀里病院・瀬田川病院・湖南クリニック・精神医療福祉センター・障害福祉課・大津市保健所・オアシスの郷・やすらぎ・おおつ働き暮らし応援センター・大津若者サポートステーション
資源状況	・精神障害の方が主に利用している事業所 ①就労移行支援：1箇所 ②就労継続支援B型：8箇所 ③生活訓練：2箇所 ④地域活動支援センター：2か所
開催状況	・5月23日：三田・寝屋川の監禁事件を通して、大津市での地域支援体制を考える ・7月13日：精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムに関して障害福祉課より報告してもらい、意見交換を行う。 ・7月19日：当事者向けのパンフレットの作成に関する意見交換を行う。 ・9月14日：参加事業所から事例を提出してもらい中核的人材の研修会にて発表する事例を検討する。 ・11月9日：中核的人材と合同での研修会を開催。大津市の就労継続支援B型を利用されている方の事例検討を実施。 ・12月21日：精神障害の方の災害時の支援に関する学習会を行う。 ・3月8日：当事者向けのパンフレットの作成に関する意見交換と次年度の取り組みの意見交換を行う。
課題等	・住まいの場の確保が困難。精神の人のグループホームはほとんどなく難しい。アパートでの一人暮らしは支援が入るほど住宅会社はひいてしまう。 ・24時間のサポート体制が不十分で地域生活における緊急時対応が課題。 ・精神障害の方が利用できるショートステイや宿泊型生活訓練が大津にない。他圏域の事業所を利用している。 ・精神の方に対応する委託相談支援事業所が少ない。

⑩ 発達障害者支援部会

部会長：小崎 大陽（発達障害者相談支援センター夢翔会かほん）

部会概要	・2か月に1回、奇数月の第一金曜日に開催 ・今年度は以下の課題を重点的に検討。 ① 発達障害の高校生及び大学生の方をフォローする機関が現在明確になく、どうフォローしていくか？ ② 関係機関の連携と共有をスムーズにするためのフェイスシートの作成の検討
参加者	発達障害者支援センターかほん・子ども発達相談センター・滋賀県発達障害者支援センター・障害福祉課・健康推進課・大津市保健所・オアシスの郷・やすら

	ぎ・生活支援センター・大津若者サポートステーション・おおつ働き暮らし応援センター・滋賀県引きこもり支援センター・北大津養護学校・草津養護学校・滋賀大附属特別支援学校・比叡山高校・放課後等デイサービス「フレンズ」花きりん・セレンディップ・ハーフステップ
開催状況	5月11日：ふうね、子ども発達相談センター、かほんの事業説明、各事業所の状況等報告する。 9月2日：提言書の検討、フレンズの事例を通して意見交換をする。 11月2日：大津市子ども発達支援センターの事例に関して検討をする。 1月11日：比叡山高校より高校の状況等を報告、その後意見交換する。 3月1日：各機関の現状報告と次年度部会で取り組みたいことを意見交換する。
課題等	・平成30年度からのかほんの新体制に伴う大津市内の発達障害の方の相談支援機関の役割分担と連携の在り方。 ・発達障害の高校生をフォローする機関が現在明確になく、今後どの機関がどうフォローしていくか？ ・発達障害の方を直接支援する通所施設等の事業所の整備

⑪ 行動障害部会

部会長：三ツ谷尚（伊香立の杜）
副部会長：村上貞治（いちばん星）

部会概要	<ul style="list-style-type: none"> ・2ヶ月に1回、奇数月の第4月曜日の夕方に伊香立の杜で開催 ・「大津・湖南行動障害支援ネット」の後を受けて、平成24年にスタート。 ①議論している内容 <ul style="list-style-type: none"> i - ケース検討と共有 ・参加事業所でのいわゆる困難ケースに関して、アセスメントや支援のアイデアについて相談の場となる。 ・いわゆる行動障害タイプで近江学園に入所する高校生年齢の近江学園ケース、すなわち、今後大津の事業所で連携して受け止めるべきケースについて、見学と共有。 ii - i で用いる部会の共通フェイスシート書式の作成・活用と、その過程での支援観共有・統一 iii - 滋賀県行動障害ネットワークの内容共有とそれを受けた圏域での議論 ・別紙参照：大津地域の「行動障害支援」に関する課題整理票
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・伊香立の杜・大津市発達障害者支援センター夢翔会かほん・ステップ広場ガル ・ぽかぽか・いちばん星・さくらはうす・木輝・唐崎やよい作業所・愛育苑・近江学園・三雲養護学校・北大津養護学校・草津養護学校・滋賀大附属特別支援学校 ・みゅう・ひびき・生活支援センター・大津市障害者虐待防止センター
開催状況	<ul style="list-style-type: none"> 5月9日、7月9日、9月10日、11月12日：強度行動障害の余暇支援の意義、住宅改装で暮らしが上手くいった事例検討、集団でこじれてしまう等事例検討を行う。 ・1月15日：いちばん星、ひびきより過密集団が苦手なケースを事例検討する。 ・3月11日：和邇の里見学と今年度重点ケースの近況報告及び情報交換を行う。

課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・行動障害・重度タイプの人に関係した日中事業所不足の見込み。また、進路調整や既卒者の事業所変更にかかること。 ・行動障害・重度タイプの人に関係した住まいの課題。具体的には、入所施設や行動障害に一定対応可能なホームの不足。 ・行動障害支援に関する支援の質向上や人材整備・育成
-----	--

⑫ 重心部会

部会長：井上匡美（知的障害児者地域生活支援センター）

部会等	<ul style="list-style-type: none"> ・2ヵ月に1回開催 ・重心の方の日中通う先の確保と地域で暮らすために必要な支援の整備に関する検討を行う。 ・医療ケア児の支援に関する連携の構築と体制整備の検討
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉課、健康推進課、学校教育課、生活支援センター、やまびこ相談支援事業所、大津市内の重症心身障害者が利用している生活介護施設、びわこ学園医療福祉センター草津、びわこ学園重心ケアマネ、重心の方が利用している訪問看護ステーション、放課後等デイサービスゆづる、北大津養護学校及び草津養護学校の進路担当が参加。
資源状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大津市南東部に32年ごろ開所を目指して重心の生活介護の整備が検討されている。 ・大津市北部においては近くにショートステイできる場所がなく、ホーム等も整備されておらず、家族の負担が大きい。 ・在宅生活においてヘルプやショートステイの利用が医療ケアがあると提供事業所数が少ないため、希望通りに利用できない。 ・医療的ケア児が利用できる放課後等デイサービスが大津市南部に1か所整備されている。しかし、ニーズに足して事業所数が不足している。 ・在宅で訪問看護を利用する方及びレスパイト入院で守山小児を利用する方は多いが、障害福祉サービスを利用されている方は少ない。 ・医療ケア児の療育は2ヶ所の公立の児童発達支援及び小児センター療育部を利用。
開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ・5月23日：重心、医療的ケア児の施策の動向の共有と福祉と医療のネットワークの構築に関する意見交換を行う。 ・7月12日：自宅浴槽で入浴が困難な方の支援に関する検討会開催。8団体参加する。滋賀県社協が運営する縁のモデル事業の取り組み報告の共有及び提言書作成に向けて各事業所の状況と課題の共有を行う。 ・7月25日：口分田医師（びわこ学園草津）をお招きして、重心及び医療的ケア児者ネットワーク構築 ・9月18日：自宅浴槽で入浴が困難な方の支援に関する検討会開催。8団体参加する。提言書作成に向けて意見交換をする。 ・9月26日：重心型の放課後等デイサービスゆづるの現状報告及び就学前の医療的ケ

	<p>ア児の支援に関する課題に関してやまびこ相談支援事業所より報告してもらう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月28日：医療的ケア児及び重症心身障害児の地域支援に対する課題と希望に関して検討を行う。訪問看護向けのアンケート内容の議論をする。 ・1月23日：次年度の重心部会の在り方、訪問看護向けアンケートに関して等意見交換をする ・3月15日：次年度の重心部会の在り方、医療ケア児対象のアンケート調査等に関して意見交換を行う。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・大津市北部においてはデイセンター楓及びすみれの利用者の自宅近くにショートステイができる場所がなく、ホーム等も整備されておらず、対応可能なヘルプ事業所も限られていて、在宅生活において家族の負担が大きい。 ・在宅生活においてヘルプや放課後等デイサービス及び日中一時支援の利用が医療ケアがあると提供事業所数が少ないため、希望通りに利用できない。 ・入浴支援に対するニーズが多い。訪問入浴やヘルパーによる施設開放での入浴等の制度はあるが、生活介護での入浴や通所後の入浴を希望される方が多い。

⑬ 相談支援連絡会

報告者：藤井洋平（自立支援協議会事務局）

部会概要	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月第2火曜日の午前に開催 ・行政からの伝達事項の共有、各相談機関の実績や課題の報告を行う。
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・委託相談支援事業所11か所、指定特定相談支援事業所5か所、大津市発達障害者支援センターかほん、おおつ働き暮らし応援センター、大津市聴覚障害者相談員、大津市虐待防止センター、障害福祉課、社会福祉法人グロー地域ケアシステム担当者
開催状況	毎月第2火曜日午前：障害福祉課より、報告。各相談事業所の重点課題の報告、意見交換を行う。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス等利用計画の作成に委託相談支援事業所も追われて、時間をかけて対応しないといけないケースに時間を割く事が出来ない。 ・認定調査も委託相談支援事業所が担っている事が多いため、業務過多の状態。指定特定相談支援事業所は法的に認定調査が出来ない状態で、認定調査員の確保が課題。 ・単独又は少人数の職場であるため、相談員が孤立しがちで、スキルアップやスーパーバイズを受ける機会が限られてしまう。

⑭ 北部ネットワーク協議会

部会長：山田淳子（伊香立の杜）

部会概要	<ul style="list-style-type: none"> ・2か月に1回、偶数月の第2月曜日の午前に伊香立の杜で開催 ・大津市の北部で支援をしている事業所の課題の共有と今後の資源整備に関して検討を行う。 ・各分野別（就労、精神の方の支援、行動障害を呈する方の日中支援、居住支援、相
------	---

	<p>談支援、居宅介護、児童の支援)に現状把握と課題整理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大津ならではの 3 箇所目の北部への設置及び大津市北部の重心の方の地域拠点となるホームの整備に向けた検討を行う。
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊香立の杜☆、障害福祉課、おおつ働き暮らし応援センター、大津市湖西側にある障害福祉サービス事業所・北大津養護学校の教員及び PTA が参加
開催状況	<p>4 月 16 日：北部の各事業所等の現状と課題の共有を行う。</p> <p>6 月 18 日：北部の生活介護事業所のみが集まり、今後の卒業生等の進路の受け止めに関して現状と課題の共有を行う。</p> <p>8 月 20 日：北部の各事業所の現状と課題の共有、地域資源の状況把握と今後の整備に関して意見交換を行う。</p> <p>9 月 18 日：北部の生活介護事業所のみ集まり、今後の進路の受け止めに関して検討を行う。</p> <p>12 月 17 日：各事業所の報告、今後の北大津養護学校卒業生の生活介護の進路調整の在り方に関する意見交換を行う。</p> <p>2 月 18 日：事業所の現状と課題、意見交換を行う。北部ネットワークの今後について検討を行う。</p>

⑮ 南部これから検討会

部会長：秋田悦雄（特定非営利活動法人しが障害者就労支援センター）

部会概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ヶ月に 1 回奇数月の第 3 水曜日の午後にステップ広場ガルで開催 ・ 大津市の南部で支援をしている事業所の課題の共有と今後の資源整備に関して検討を行う。 ・ 各分野別（就労及び移行支援、重心の方の日中通う場、精神の方の支援、行動障害を呈する方の日中支援、居住支援、相談支援、居宅介護、児童の支援）に現状把握と課題整理を行う。
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大津市南部にある障害福祉サービス事業所・おおつ働き暮らし応援センター・障害児協会・障害児者と支える人の会、草津養護学校進路担当及び PTA が参加
開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 月 2 日：大津市南部の資源整備等の現状と課題の共有を行う。 ・ 7 月 4 日：大津市南部の生活介護の現状と課題の共有を行う。 ・ 9 月 5 日：草津養護学校 PTA 及び障害児者と支える人の会より大津圏域の資源及び支援体制に関する課題や希望に関してヒアリングを行う。 ・ 1 月 30 日：情勢報告と障害福祉サービス事業所における防災対策の状況確認及び参加機関の現状と課題の共有を行う。 ・ 3 月 6 日：大津市南部の資源の整備状況の確認と生活介護の進路調整の課題の共有を行う。

⑯ 権利擁護部会

部会長：中原一隆（大津市権利擁護サポートセンター）

部会概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ヶ月に 1 回第 3 月曜日の午後に開催 ・ 大津市の障害児者の権利向上に向けた課題の共有と今後必要とされる取組みの検
------	--

	討を行う。
参加者	・大津市権利擁護センター☆、滋賀県権利擁護センター、障害福祉課、あさがお、大津市社会福祉協議会、やすらぎ、みゅう、法テラス、弁護士、自閉症・行動障害サポートセンター
開催状況	4月13日：各事業所の意見交換 6月11日：三田寝屋川事件の事例を通して、ハイリスクケースの支援のあり方について検討する。 8月20日：三田、寝屋川事件の事例を通して、ハイリスクケースに対する体制の検討を行う。また引きこもりに関する状況確認する。 10月15日：大津市社会福祉協議会の若者相談事業の担当者様に来ていただいて、事例検討を行う。 2月18日：大津市社会福祉協議会地域権利事業の知的障害のある方に関する金銭管理について意見交換、大津市の今年度の虐待に関する報告を受ける。
課題等	・今年度は毎回テーマを分けて議論していく予定。

⑰ 差別解消部会

部会長：石野富志三郎（大津市ろうあ福祉協会会長）

副部会長：中川佑希（障害者差別のないおおつをめざす会代表）

部会概要	・2ヶ月に1回、奇数月に開催。 ・大津の今後の差別を解消するための体制整備の具体的検討（障害者差別解消支援地域協議会の設置の枠組みの検討等）
参加者	・大津市ろうあ福祉協会☆、障害者差別のない大津をめざす会、大津市障害福祉課、鳩の会、視覚障害者協会、身体障害者更生会、大津市障害児者と支える人の会、ピアサポート WISH 滋賀県難病連大津支部、法テラス、生活支援センター、生活支援センターやすらぎ 大津市聴覚障害者相談員、自立支援協議会事務局
開催状況	9月9日に滋賀県の条例制定にむけたタウンミーティングがあった。 10月3日：差別解消部会協議会、バリアフリーチェックの方法等意見交換する。 12月18日：差別解消地域支援協議会のあり方に関してバリアフリーチェックの意見交換会を行う。 1月22日：差別解消地域支援協議会のあり方及びバリアフリーチェックの在り方に関して意見交換会を行う。 3月22日：差別解消地域支援協議会のあり方及びバリアフリーチェックの在り方に関して意見交換会を行う。
課題等	・大津市では差別解消地域支援協議会を設置して、年数回協議会を開催。協議会の運営や検討内容に関して部会で検討を行う。 ・部会で大津市の障害者差別の現状と課題の共有、事例収集や広報啓発に向けた取り組みを継続して行う予定。

⑱ 人材確保部会

報告者：森田美樹（おおつ働き暮らし応援センター）

部会概要等	・大津の障害福祉の人材確保に向けた取り組みと人材育成のための研修の企画運営を行う。
参加者	・オアシスの郷、ステップ広場ガル、OSK、まちかどプロジェクト、生活支援センター、ぽかぽか、伊香立の杜、じゅぷ、Office-cosiki、マノーナファーム、障害福祉課
開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ・7月17日：各事業所の状況、意見交換を行う。 ・9月18日：動画班の状況を確認する。大津で福祉をやりたいを増やしていくためにどうして行くのがいいのか検討をする。 ・11月30日：人材確保部会を開催。動画班の状況の確認を行う。 ・2月1日：PR動画の確認と次年度の取り組みの検討を行う。
課題等	・人材確保に向けた大学への働きかけを予定。若い世代に障害福祉に対するイメージをアップする広報啓発活動の取り組みが必要。

⑲ 人材育成部会

部会長：松岡啓太（知的障害児者生活支援センター）

副部会長：坂本彩（彩社会福祉士事務所）

部会概要	・大津圏域の障害福祉を担う人材の育成と質の向上のため、の研修の企画運営を行う。
参加者	<p>① 直接支援部門：ステップ広場ガル、OSK、レモン会社、愛育苑、まちかどプロジェクト、大津市発達障害者支援センターかほん</p> <p>② 相談支援部門：生活支援センター、やすらぎ、みゆう、ひびき、ひなた、かほん</p>
開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援向けの初任者研修：4月20日、4月27日と2回連続開催。15人参加。1日目は相談支援専門員の役割と制度理解、2日目はインテークから計画作成までのワークショップを開催。 ・合同新人研修：5月24日、25日開催。33人参加。福祉サービスの基礎理解、対人援助に関するワーク、障害当事者の声を聴く、各障害分野の支援の理解等の研修を実施。 ・「迷ってしまう“計画とサービス”の実施を一緒に考える」：7月5日開催。相談支援専門員とヘルパーと30人参加。ヘルプの制度に関する学習とヘルパー利用に関する事例検討を行う。 ・大津市社会福祉協議会との合同研修会「地域福祉権利擁護事業を使う人の支援を一緒に考える」：7月26日開催。20人参加。 ・「相談支援専門員として、本人さんの自己実現を考える」：8月17日開催。14人参加。文献を読み、グループワークを行う。 ・「てんかん研修」：10月30日に開催。100人参加。さくらクリニックの桜井先生を講師にお呼びする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援の人材育成に向けた研修に関して12月21日と2月15日にピカジップ事例検討会を開催。 ・障害児初任者研修を1月25日午前に開催。30人参加。 ・中堅研修を1月18日に開催。30人参加。虐待防止に関する研修を開催。 ・「相談援助で必要な生活保護の基礎を学ぶ研修会」を2月27日に開催。35人参加。松本國利さん（大津市障害福祉課係長）による講義と質疑応答を行う。 ・「大津の相談活動の不思議なところといいところ」というタイトルで3月1日に大津の相談支援体制に関して他圏域と比較する形での評価と今後の求められる取り組みを考える研修を開催。10人参加。講師に社会福祉法人グロー地域ケアシステム推進課の菅沼氏をお招きする。 ・通所施設とホームのサービス管理責任者を対象に福祉指導監査課による集団指導とサービス管理責任者現任研修を3月5日に開催。70人参加。意思決定支援に関して意見交換を行う。
--	---

㊉ 乳幼児部会

部会長：河村 史恵（やまびこ園・やまびこ教室）

部会概要等	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期の制度やサービス利用にあたっての課題の整理 ・乳幼児期の制度、施策の見直し・検討
参加者	健康推進課・子ども発達相談センター・やまびこ園（教室）・わくわく・のびのび子育て総合支援センター・幼児政策課・保育幼稚園課・やまびこ相談支援事業所障害福祉課・児童クラブ課・学校教育課・教育相談センター
開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ・4月23日：去年度の議論の振り返り、今年度議論するテーマについて協議する。 ・5月25日：各ワーキンググループでの議論の報告及び障害福祉計画の作成に関する意見交換を行う。 ・7月27日：各ワーキンググループでの議論の報告及び障害福祉計画の作成に関する意見交換を行う。 ・8月31日：各ワーキンググループでの議論の報告及び障害福祉計画の作成に関する意見交換を行う。 ・12月21日：障害児計画に関する意見交換及び各施策の検討の進捗上の確認を行う。 ・3月15日：今年度の議論の振り返り、次年度議論するテーマについて議論する。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートファイルの作成 ・療育対象児を待機させない必要な受け皿と条件整備について検討 ・『障害児福祉計画』の策定作業

2. プロジェクト会議報告

①基幹相談支援センター体制整備検討会

松岡 啓太（知的障害児者生活支援センター）

部会概要等	・平成35年度までに基幹相談支援センターの設置に向けた検討を行う。
-------	-----------------------------------

参加者	協議会会長：藤木、生活支援センター：松岡、オアシスの郷・やすらぎ統括施設長：種村、みゆう：越野、おおつ発達障害者支援センターかほん：小崎、権利擁護サポートセンター：中原、おおつ働き暮らし応援センター：白杉
開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ・4月18日、6月20日：基幹センターの役割や機能に関して意見交換を行う。 ・12月19日；基幹相談支援センターの進捗状況の確認と進め方の意見交換をする。 ・2月20日：基幹相談支援センターの整備に関する進捗状況の確認と意見交換をする。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成35年までの立ち上げを目指して、基幹の立ち上げに関する受け皿となる法人のあり方、職員体制の確保、運営の在り方等の議論を行う。 ・議論した内容に関して障害福祉課で予算確保等の検討してもらう。また、圏域内の法人に対しても人員確保等に関して協力の働きかけを行う。

② 学齢期プロジェクト会議（放課後支援プロジェクトから改名）

増田 裕介 氏（放課後等デイサービスゆにこ）

部会等	<ul style="list-style-type: none"> ・2ヶ月に1回程度開催。 ・今年度の課題は、「連携」学校、家族、事業所、相談機関、児童クラブ…。どのように連携をはかっていくか。モデル地域を設定して取り組んでいく。
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉課、ぐっどらいふ、フレンズ、ゆにこ、ハーフステップ風和々、みゆう、じゅぶ、やまびこ相談支援事業所、生活支援センター、教育相談センター、逢坂小学校、大津市発達障害者支援センターかほん
開催状況	<p>4月27日：各事業所の近況報告、今年度の取り組みを話す。</p> <p>6月8日：事例を通して教育と福祉との連携を検討する。</p> <p>9月7日：特別支援教育と障害福祉サービスとの連携の在り方の検討。「モデルケースで取り組みをしてみた報告」</p> <p>10月12日：放課後支援部会の報告に向けた意見交換をする。</p> <p>12月14日：ぐっどらいふ、風和々の事例報告の検討と次年度向けの意見交換を行う。</p> <p>2月8日：1月放課後部会の報告に関する反省会、パンフレット作成に当たり内容の議論、次年度の方向性を議論する。</p>
検討課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・教育と福祉との連携強化に向けた取り組み ・ライフステージで切れ目ができない支援体制の整備。

③ 障害福祉と児童福祉の連携に関する検討会

藤井洋平（自立支援協議会事務局）

部会等	<ul style="list-style-type: none"> ・被虐待及び児童養護施設を退所された後の障害児の18歳以降の支援に関する検討会を児童福祉の関係者も招いて開催予定。
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援（やまびこ、ひびき、オアシス、ひなた）、はっち、大津市虐待防止センター、市内児童養護施設（小鳩の家、湘南学園）、自立生活支援ホーム、北大津養護学校、大津ファミリーホーム、障害福祉課、ほわいとクラブ
開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ・7月10日：各事業所の近況報告、今年度の取り組みを話す。

	<ul style="list-style-type: none"> ・9月12日：小鳩の家を見学ご意見交換する。 ・11月13日：大津市子ども家庭相談室との連携、協議をするうえで、関係者で意見交換をする。 ・3月4日：自立支援ホームの実践の振り返りに関する共有、今年度の取り組みのまとめ
検討等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護の障害児18歳以降の支援を児童福祉から障害福祉に移行して支援する際に本人の課題やニーズに対してうまく支援がマッチングしないことがある。

④スタンダードプロジェクト会議

若手代表：元藤正幹（美輪湖の家大津）

部会等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所が自己点検やより質の高い福祉サービス事業者になるための指針を作成する。
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局 大津市障害者自立支援協議会：松岡 O.S.K.：西川氏 ・コアメンバー：藤木さん、秋田さん、中崎さん、白杉さん、障害福祉課、当事者（めざす会）、 ・若手メンバー：愛育苑、くれおカレッジ、多機能事業所さくら、夢の木、やすらぎ、社会就労センターこだま
開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ・4月13日：愛育苑を訪問して当事者ヒアリングを実施 ・5月24日：スタンダードプロジェクト若手部会を実施。評価シートに関して意見交換を行う。 ・6月6日：社会就労センターこだまを訪問して当事者ヒアリングを実施。 ・6月13日：くれおカレッジを訪問して当事者ヒアリングを実施。 ・6月19日：多機能事業所さくらを訪問して当事者ヒアリングを実施。 ・7月5日：夢の木を訪問して当事者ヒアリングを実施。
検討課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度から障害福祉サービス等の情報公開制度が創設されるのにあたり、大津圏域でも全ての障害福祉のサービス事業に関して、大津市のスタンダードとなる基準と要件を作成して、自己評価、利用者評価、第三者評価を行い、事業所の質的向上及び市民が福祉サービスを選ぶ判断材料となるものを作るべく議論している。

⑤大規模災害時の対応に関するプロジェクト会議

代表：風呂井 茂（しが夢翔会）

部会等	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時の事業所の防災マニュアルの作成の支援と避難行動要支援者の個別計画の策定の検討を行う。
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・おおつ生活と労働協議会、ヘルプ事業所協議会部会長、放課後等支援部会部会長、日中支援部会部会長、大津市社会福祉協議会、バクバクの会、北大津養護学校障害福祉課
開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ・4月24日：前年度の取り組みの振り返りと今年度の取り組みの検討を行う。 ・5月22日：大津市社協の方をお招きして、地域の防災体制の状況把握を行う。 ・6月19日：災害時の対応に関するアンケート実施にあたっての打ち合わせを行う。 ・7月24日：避難行動要支援者の個別支援計画の策定に関して意見交換を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・8月28日、9月25日、10月16日：災害時の対応に関するアンケートの集計速報値を共有して意見交換を行う。 ・11月29日：アンケートの集計をまとめる。1月の定例会に向け検討する。 ・12月18日：1月16日に行われる全体会の報告のまとめをおこなう。 ・1月29日：1月16日の全体報告会の反省、アンケート整理等を行う。 ・2月26日：アンケートの結果から提言書の作成の検討を行う。 ・3月26日：アンケートの結果から提言書の作成の検討を行う。
検討課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者のモデルの個別計画の策定 ・自立支援協各部会での事業所防災計画策定状況の把握

⑥大津ならではの就労移行支援プロジェクト

代表：白杉滋朗（おおつ働き暮らし応援センター）

部会等	<ul style="list-style-type: none"> ・2ヶ月～3ヶ月に1回程度の割合で開催。 ・大津ならではの就労支援（生活訓練と就労移行支援を組み合わせた支援）の事業の運営状況の確認と3ヶ所目設置の検討を行う。
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・おおつ働き暮らし応援センター、障害福祉課、北大津養護学校、草津養護学校、滋賀大附属特別支援学校、れもん会社、みずほ、多機能事業所さくら、くれおカレッジ、スコラ、きずな
開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ・4月26日：6月の報告会に向けた打ち合わせを行う。 ・6月8日：市民及び支援者を対象に大津ならではの就労移行支援の報告会を開催。115人参加。 ・6月26日：6月の報告会の振り返りと3か所の事業所の言所等の共有を行う。 ・11月27日：各事業所での取り組みをまとめ、今後の在り方の検討をする。 ・3月27日：各事業所の現状共有、今後の大津ならではの就労支援の在り方について意見交換をする。
検討課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・大津ならではの就労移行支援の取り組みをより推進していくため、カリキュラムや支援内容の充実に向けた加算の継続の検討 ・大津ならではの就労支援の意義や効果を本人や家族にどうアピールしていく。 ・大津市北部への3箇所目の設置に関して大津市坂本にて美輪湖の家大津がワークショップ坂本で生活訓練の事業を取り、3か所目「きずな」を開所。

⑦移動支援プロジェクト

代表：染井将仁氏（地域生活サポートセンターじゅぷ）

部会等	<ul style="list-style-type: none"> ・2か月に1回程度開催。 ・大津市の移動支援の在り方に関して見直しを行う。
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援事業所：じゅぷ：染井さん、いるか：藤森さん、生活支援センター：松岡・東間、 ②移動支援事業所：かがやき（ヘルプ協代表）：寺田、ゆいヘルパーステーション、

	福祉会ヘルプ、スマイルケア、サポート楽 ③障害福祉課
開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ・8月9日：大津の移動支援の状況と課題の把握及び他圏域の状況の確認を行った後、プロジェクトの今後の進め方の検討を行う。 ・10月4日：事例を通して移動支援の内容確認をする。 ・12月13日：移動支援のQ&Aの内容に関して検討する。 ・2月7日：1月ヘルプ協議会の議論を踏まえて移動支援の在り方についての検討を行う。
検討課題等	<ul style="list-style-type: none"> ＊以下の4点に関して見直しを行う。 ・利用対象者の拡大 ・外出時における居宅介護の身体介護の在り方の再検討。 ・移動支援における車両利用の在り方の見直し ・移動支援の支給量に関して一律から個別ニーズに応じた決定への変更

3. 各種運営委員会報告

①自立生活支援ホーム運営委員会

報告者：藤井洋平（自立支援協議会事務局）

部会等	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月に1回程度開催 ・大津市にある自立生活支援ホーム「桜野ホーム」、「第2桜野ホーム」の入居者の支援状況の確認と今後の入居希望者の状況に関して共有と入居調整を行う
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活支援ホーム担当者、障害福祉課、ひびき、生活支援センター、おおつ働き・暮らし応援センター、みゆう、大津市社会福祉協議会
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現在男性3人、女性3人が利用。 ・次年度、女性1人、男性1人が利用予定で調整中。
開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ・9月3日：現在の利用者の状況を確認する。 ・1月7日；現在の利用者の支援状況の確認と卒業した利用者の支援状況の確認を行う。 ・3月4日：自立支援ホーム10年の歩みについて共有する。
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・信楽通勤寮廃止後、就職しながら一人暮らしを目指す知的障害の方のための訓練施設として県内に3か所設置されたが、湖東圏域は事業休止で、大津と甲賀で県と市の補助を受けて運営している。しかし、近年は虐待ケースや社会的養護の児童の18歳以降の受け止め先としての役割が大きくなっている。

②居住サポート事業事務局会議

報告者：松岡啓太（自立支援協議会事務局）

部会等	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月に1回程度開催 ・居住サポート事業の実績報告と支援状況の確認、課題の検討を行う。
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉課、大津保健所、オアシスの郷、やすらぎ

開催状況	
課題等	・居住サポートの利用ニーズが増える中で今後の受け方の見直しが必要で、居住サポートの会議で選定会議を定期的実施していくことにする。また、緊急の案件は運営委員会で選定の検討を行うことに。

③スコラ運営委員会

報告者：藤井洋平（自立支援協議会事務局）

部会等	・年3回程度開催 ・学校や行政や関係する就労移行支援事業所にも関わっていただき、利用者個別の進路調整や支援の方向性の共有と検討を行う。 スコラの利用者は現在12人。今年4月に8人が新規利用を開始。また、今までに4人が移行。（就労移行支援2人、就労継続支援B型2人）
参加者	・スコラ、北大津養護学校、草津養護学校、滋賀大附属特別支援学校、多機能事業所さくら、瑞穂、れもん会社、Quocare、働き暮らし応援センター
利用状況	現在、8人利用している。内1人は3年目利用している。
開催状況	・10月23日：スコラの在籍者の様子確認。スコラのあり方についての意見交換する。 ・2月26日：スコラの利用者の状況と今後利用される方の情報の共有を行う。
課題等	・スコラの次の移行先の調整に関して、他事業所との連携の強化。

④住まいの場のとりのまとめ会

報告者：藤井洋平（自立支援協議会事務局）

部会等	・年3回程度開催 ・大津市内のグループホーム及び施設入所支援に入居を希望されている方で相談支援事業所等を通して申し込みのあった方のリストの作成を行う。 ・市内で新規にホーム等が整備された場合または既存ホームに空きが出た場合の入居者の選定に関して、事業所を運営する法人にリストを提示して、リストからの入居者の選定の検討をしてもらおう。
参加者	・障害福祉課、委託相談支援事業所8か所、おおつ働き暮らし応援センター、発達障害者支援センターかほん、大津市権利擁護センター
開催状況	・7月31日、9月3日、11月8日：おおつ福祉会のグループホームの取りまとめ会を行う。 ・8月24日しが夢翔会のグループホーム取りまとめ会を行う。 ・10月29日ノエル福祉会のグループホーム取りまとめ会を行う。
現状	・待機者は平成30年8月1日現在で167人。 ・今年度、3か所のグループホームの整備が検討されており、入居者の選定に関してリストの提示と入居者の検討をしてもらっている。